

令和 8 年第 1 回大多喜町議会定例会

6 月会議会議録

令和 8 年 6 月 7 日 開会

令和 8 年 6 月 9 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和八年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和8年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

第 1 号 (6月7日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第4号の上程、説明	5
報告第5号の上程、説明	6
一般質問	8
加々美 昌 美 君	8
久 保 初 江 君	16
渡 辺 八寿雄 君	23
志 関 希久夫 君	31
吉 野 一 男 君	40
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
日程の追加	49
発議第1号及び発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	50
散会の宣告	54

第 2 号 (6月9日)

出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定による出席説明者	55

本会議に職務のため出席した者の職氏名	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議事日程の報告	57
行政報告	57
諸般の報告	57
一般質問	58
久保初江君	58
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
休会について	81
散会の宣告	82
署名議員	83

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和8年6月7日（日）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉 野 一 男 君	2番	森 久 君
3番	渡 辺 八寿雄 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	志 関 希久夫 君	6番	麻 生 勇 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	山 口 定 夫 君
9番	及 川 はるな 君	10番	久 保 初 江 君
11番	加々美 昌 美 君	12番	渡 辺 善 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	佐久間 靖 夫 君	総 務 課 長	麻 生 克 美 君
企 画 課 長	米 本 敏 克 君	財 政 課 長	市 原 芳 則 君
税務住民課長	本 村 武 士 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	森 芳 博 君	農 林 課 長	小 高 一 哉 君
商工観光課長	浅 野 健 二 君	生活環境課長	海老根 友 大 君
会 計 室 長	須 藤 明 実 君	教 育 課 長	渡 邊 陽 二 君
生涯学習課長	渡 鍋 佳 晋 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 島 丈 佳	書 記	山 川 貴 子
書 記	荻 米 聡		

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 4 号 継続費繰越計算書について

日程第 3 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 一般質問

日程第 5 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

日程第 6 請願第 2 号 「国における 2027 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

追加日程第 1 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 2 号 国における令和 9 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和8年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。また、町長をはじめ、町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日は日曜議会が開催されますことに心から感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月7日は休会の日ですが、議事の都合により、令和8年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

先日の、実は、町村長会議の席で非常にエアコンが効いておりまして、すっかり喉をやられましてお聞き苦しい点があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

令和8年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、令和8年第1回議会定例会6月会議を開催させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

さて、令和8年度がスタートし、2か月が経過いたしました。国の、先月26日に発表した月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているが中東情勢の影響を注視する必要があるとされております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種施策の成果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢を注視する必要があり、金融資本市場の変動等の影響などに

注意する必要があるとされております。

本町としても、この経済状況などの不透明感が見られる中で、国や県の施策などを十分勘案しながら、必要な対応を図りたいと考えております。

さて、新年度が始まり、第4次総合計画の基本構想、「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の将来像の実現のために、初年度の各種施策事業が進められております。職員にも新しい風、新風を吹かせて、新しい視点でよりよいまちづくりに全力で臨んでいただきたいと話をさせていただきました。

どうか議員各位におかれましても町全体の魅力を一体として高められるまちづくりを進めることにつきまして、ご理解とご協力をいただきたい。よろしくお願い申し上げます。

本日は、この後、報告案件が2件、9日は、一般質問の後、人事案件、条例の一部改正4件、工事請負契約案件と一般会計の補正予算を提出させていただいております。また、本々と9日の2日間にわたり一般質問が行われるわけですが、各議案とも十分ご審議を賜り、可決くださいますよう心よりお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会4月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、6月1日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が開催されました。その中で、各町村から提出された国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町からは、国に対してGIGAスクール構想の実現に向けての支援についてと、県に対して二級河川夷隅川の河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採択され、それぞれ要望することとなりました。

次に、監査委員から、4月24日及び5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、町長から、地方自治法の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は、本日と9日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

10番 久保初江君

11番 加々美昌美君を指名します。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第2、報告第4号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、報告第4号の継続費繰越計算書について報告いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費繰越計算書について。

令和7年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業、この事業は、令和9年度から令和13年度の5か年を計画期間とする循環型社会形成推進地域計画を令和7年度、令和8年度で策定しようとするものでございます。継続費の総額は375万1,000円で、令和7年度の予算計上額は187万5,000円、令和7年度の支出はゼロで、予算計上額全額を翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業、この事業は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ッ縄ため池の復旧工

事を令和6年度、7年度、8年度の3か年で実施しようとするものでございます。継続費の総額は1億5,717万1,000円、令和7年度の予算計上額は4,225万3,000円、前年度通次繰越額は5,204万円、令和7年度の支出済額は5,205万2,643円で、残額4,224万357円のうち4,224万円を翌年度に繰り越すものでございます。特定財源の国県支出金は農業施設災害復旧事業費補助金で、地方債は災害復旧事業債でございます。

以上で、報告第4号 継続費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第4号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第3、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案つづり5ページをご覧ください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和7年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和7年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び特定財源について説明をさせていただきます。

上から順に、一般事務費、総務管理費は、行政処分取消し訴訟に係る弁護士委任事務の費用で、繰越額は44万円でございます。

地域通貨事業は、物価高騰への支援として、電子地域通貨カードの配布等に係る経費で、繰越額は4,163万8,000円、未収入特定財源の国県支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

いすみ鉄道対策事業は、令和6年10月のいすみ鉄道脱線事故に伴う運行再開に必要な軌道整備等の費用に対する補助金で、繰越額は2,906万5,000円、未収入特定財源の地方債は過疎債でございます。

戸籍事務費は、旧氏及び旧氏の振り仮名記載の追加に係る戸籍附票システムの改修に係る

経費で、繰越額184万8,000円。

その次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、旧氏の振り仮名記載の追加に係る住民記録システムの改修に係る経費で、繰越額34万1,000円、未収入特定財源の国県支出金は、いずれも社会保障税番号制度システム整備費補助金でございます。

物価高対応子育て応援手当支給事業は、物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費で、繰越額は15万7,000円、未収入特定財源の国県支出金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費及び支給事務費補助金でございます。

斎場無相苑管理運営事業は、待合室ロビーほかの空調設備改修工事に係る経費で、繰越額は335万円、未収入特定財源、その他はいすみ市の負担金でございます。

ごみ処理広域化事業は、一般廃棄物の広域化処理に向けた中継施設整備基本構想の策定に係る経費で、繰越額は1,336万5,000円、既収入特定財源は一般廃棄物処理施設建設基金でございます。

土地改良関係団体事業は、上原中里ため池廃止工事に伴う道路横断工仮設設計及び排水路工事に係る経費で、繰越額は1,111万5,000円、未収入特定財源、国県支出金は農業基盤整備促進事業補助金でございます。

町道維持管理事業は、町道旧千葉勝浦線、久半谷線の排水整備工事、町道葛藤筒森線向山トンネルの修繕工事に係る経費で、繰越額は7,332万6,000円、未収入特定財源の地方債は過疎債でございます。

町道改良事業は、町道堀切線の用地取得及び町道大戸立脇線の道路改良工事等の経費で、繰越額は936万1,000円、未収入特定財源、地方債は過疎債でございます。

地域防災対策事業は、Jアラート受信機の更新に係る経費で、繰越額は396万円、未収入特定財源、地方債は緊急防災・減災事業債でございます。

小学校施設管理事業は、西小学校の自動火災報知設備受信機の更新に係る経費で、繰越額は484万円でございます。

公民館管理運営事業は、非常用発電機更新の設計に係る経費で、繰越額は99万円でございます。

図書館管理運営事業は、館内LED照明購入に係る経費で、繰越額は199万8,000円でございます。

海洋センター屋外施設管理運営事業は、上瀑ふれあいセンターの空調設備改修工事に係る経費で、繰越額は481万円でございます。

農地災害復旧事業は、横山地先ほか4地区の農地の災害復旧に係る経費で1,051万7,000円、未収入特定財源、その他は農地災害復旧事業負担金でございます。

合計17事業、翌年度繰越額2億1,112万1,000円でございます。

これで、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 加々美 昌 美 君

○議長（渡辺善男君） それでは、初めに、11番加々美昌美君の一般質問を行います。

11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 皆様、おはようございます。公明党、加々美昌美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは2項目にわたってご質問をさせていただきます。

はじめに、最初の質問でございます。

役場本庁舎駐車場についてご質問をさせていただきます。

役場本庁舎は、日々、多くの町民の皆様が訪れる行政サービスの拠点であり、本町の顔とも言える施設です。住民票や各種申請、相談など、様々な目的で来庁される方々が安心して利用できる環境を整えることは大変重要であると考えます。特に高齢者や障害のある方、子育て世帯の方をはじめ、誰もが安心して利用できるよう、分かりやすく利用しやすい駐車場は欠かせません。

そこで、本庁舎駐車場についてお伺いいたします。

まず初めに、入り口の案内についてでございます。

本庁舎へ入る道路は一方通行となっておりますが、役場入り口を示す案内板が小さく、初めて来庁される方や高齢者の方にとっては分かりづらいとの声を伺っております。私自身も

現地確認をいたしました。案内板は設置されているものの目立ちにくく、周辺の雑草が伸びる時期には見えづらくなっております。また、冬季には日没が早く、夕暮れ時に案内板がさらに確認しづらくなるため、入り口を見落としてしまう可能性もございます。特に本庁舎へ入る道路は一方通行のため、通り過ぎてしまうと引き返すことができず、迂回しなければなりません。

役場は町民の皆様だけでなく、町外から来庁される方も利用する施設です。誰もが迷うことなく安心して来庁できるよう、案内板の大型化や設置場所の見直し、誘導表示の充実などを検討するお考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

加々美議員のご指摘のとおり、本庁舎周辺の道路状況につきましては、一方通行であることもあり、初めて来庁される方にとって分かりづらい箇所があると思われま。

現在、役場本庁舎、中庁舎周辺においては、庁舎や駐車場の案内等、大きく分けて7か所に看板を設置してございます。このように、可能な範囲で看板等の設置を行っておりますが、ご意見を踏まえ、より視認性の高い案内表示などを改めて精査し、限られた敷地内であるため、予算等も考慮しながら、また、景観にも配慮しながら、段階的に対応を模索したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

ご検討ということなんですが、考えていかれるということなんですが、それはいつまで、具体的じゃなくて結構です。例えば9月までとか、年内にとかというご回答ができたらいし申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどのご質問の中でも小さいというようなご指摘を受けたところでございます。こちらにつきましても、先ほど答えたとおり、予算等、補正等をいただきながら、ご理解をいただきながら、特に役場入り口のところで、前、桜の木がありましたので、あそこの看板が小さいと、桜の木があったので大きい看板がつけられなかったと、そこら辺も考慮しながら、視認性の高いところを考えていきたいと思。

いつまでという形のものがまだはっきり、予算もないところなので言えないところがございますので、段階的にその点、模索しながら、ご理解をいただきながら、考えていきたいというところがございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

車関係のことでございますので、できるだけ早く対処していただけたらと思います。

次の質問に移ります。

駐車場の配置についてお伺いいたします。

現地確認をいたしましたところ、本庁舎の18台分の駐車場のうち5台分が公用車となっており、さらに奥側に駐車スペースが設けられております。公用車については、災害時や緊急対応など、行政運営上、必要なものであることは十分理解しております。一方で、本庁舎を利用される方の中には、高齢者の方や障害のある方、妊婦の方など、できるだけ庁舎の近くに駐車したいと考えておられる方もおります。町民の皆様が日常に利用する施設でございます。来庁者の利便性も第一に考えた駐車場配置が重要であると考えます。

そこで、現在の公用車配置は、どのような目的や基準で運営されているのか、また、来庁者の利便向上の観点から、公用車の在り方について見直す考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

現在、本庁舎前、駐車場を含めた公用車の配置につきましては、災害時や緊急時の迅速な対応及び公務遂行の効率性を最優先に考慮して設定してございます。奥側の駐車場につきましても限られたスペースを最大限に活用するため、充電スタンドの設置に合わせた電気自動車や有事の際の消防指揮車、防災広報車等の配置となっております。

ご指摘のとおり、庁舎側、来庁者用の駐車スペース確保は重要な課題であると認識してございますが、現状の敷地面積では、緊急対応に必要な車両台数と来庁者用のスペースのバランスを維持することが不可欠でございます。このようなことから、各種会議、健康教室などの行事や確定申告の期間など、皆様には大変ご不便をかけているところではございますが、中庁舎駐車場や役場前大多喜小学校体育館側にも来客用の駐車スペースも確保してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、車両の台数につきましては、最少の経費で最大の効果、また必要な台数を計画的に更新等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 例えば、災害時に配置されている車ですとか、そういったものは多分、天気予報とかで、台風が来るとか、大雨が来るとか、事前に分かるものもございいますので、その場合、ほかに移しておくことは考えているのか伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 災害、特に消防車両につきましては、いつそれが起きるか分からない、すぐその場に駆けつけなければならないという形で、出やすい公用車の駐車スペースを確保しているところでございます。

また、公用車という形で表示させてもらっている部分、電気自動車も含め5台、本庁舎の商工会議側にあるところでございますが、その公用車につきましても以前、やはりご指摘を受けて、公用車と書いてあるけれども、共有スペースという認識で、この議会でもお答えをさせていただいているところでございますので、そのような形でご理解をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 続きましての質問でございます。

優先駐車場について伺いいたします。

現在、本庁舎には優先駐車場が1台分配置されております。これは車椅子の方用でございます。しかし、使用される方の中には、車椅子利用の方だけでなく、高齢者、妊婦の方など、要配慮者の方もいらっしゃいます。特に高齢化が進む本町においては、歩行に不安を抱える方も少なくありません。

そこで、現在の優先駐車場1台分という整備状況を本町として十分であると考えているのか。また、利用状況を踏まえ、優先駐車場の増設や配置の見直しの検討をする考えはあるのか、併せて伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 優先駐車場の整備状況につきましてお答えさせていただきます。

現在、本庁舎側においては、車椅子使用者、障害者等用として1台分を確保してござい

す。また、中庁舎側には議会車の駐車スペースの横のキャノピーの部分に、雨天時等を考慮した1台分を確保してございます。

この駐車施設につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の関係規定に基づき、3.5メートル以上の幅の確保や50台に1台分の駐車区画の確保も満たしているような状況ではございます。

このように、限られたスペースの中で、全ての配慮が必要な方のニーズに個別に対応した専用区画を設置することは物理的に非常に困難な状況でございますが、現在のスペースを最大限効率的に活用し、使いやすい庁舎環境を目指してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 私も現地確認をさせていただきました。優先駐車場の車椅子のマークが大変薄くなっております。これはもう何を止めるのか、どの優先なのかが分からなくなっております。そして、白線も薄くなりかけております。薄く、全く見えづらいところもございます。

これは、やはり駐車する安全性から考えますと、白線はしっかりあったほうがきちっと止めていただけるのかな、また乗降するときに、きちっと降りていただいたり、乗っていただいたりできるのかなという観点から、ここは、早めに優先駐車場、どのマークがというのをはっきりさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんご指摘のとおり、国際シンボルマークの表示が剥げてしまい、劣化し、確かに分かりづらい等の場所がございます。この点も当然のように勘案しまして、先ほどとまた重なりますが、いつまでとは言えませんが、補正等を協議をいただきながら、前向きに改善、対応する旨で考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） いずれも町民の皆様が安心して役場を利用できるよう、利用者目線に立った整備を要望し、次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございます。

大規模災害時における避難所環境の整備と女性職員の配置についてお伺いさせていただきます。

近年、地震や台風、集中豪雨など、自然災害が全国各地で発生しております。本町におい

でも今月3日には大雨により避難指示が発令され、改めて災害はいつ発生してもおかしくないことを実感いたしました。また、先日公表された房総沖地震の被害想定では、多数の死者や建物被害が予測されており、本町においても大きな影響が懸念されております。さらに、本町は森林が多く、近年は全国各地で大規模な森林火災も発生していることから、地震や風水害だけでなく、様々な災害への備えが必要であります。

そこで、お伺いさせていただきます。

避難所は、災害発生直後に身の安全を確保する場所であると同時に、被災された方が一定期間生活を送る場所でもございます。特に女性や高齢者、要介護者、乳幼児を抱える家庭にとっては、避難所の環境が心身の健康に大きく影響します。近年の災害では、避難生活の長期化による体調悪化やストレスが問題となっており、災害関連死を防ぐためにも平時からの環境整備が重要であると考えます。

本町では、女性や高齢者、要介護者、乳幼児を抱える家庭など、配慮を必要とする方々に対し、どのような避難所環境の整備を想定しているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

大規模災害発生時における避難所は、被災された町民の皆様が生活の再建に向けて心身の健康を維持するための、議員おっしゃるとおり、最も重要な拠点であると認識してございます。本町では、避難所開設運営マニュアルに基づき、避難所運営における男女共同参画の視点も重視してございます。備蓄品につきましては、女性の方々に配慮した物資として、肌着、生理用品及び高齢者や乳幼児向けの紙おむつの準備をさせていただいているところでございます。

今後も国が示す避難所運営の指針等を踏まえつつ、限られた予算と保管スペースの中で最も必要とされる物資の選定や備蓄計画の適正化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 地震とか、いろいろな関係で被災された方というのは、被災に遭わただけでももう心身ともにストレスでございます。そして、避難所生活というのは本当にストレスになると思いますので、その点の環境整備、よろしくお願い申し上げます。

次の質問でございます。

避難所においては、男女別の更衣スペースや授乳室、おむつ交換場所、洗濯物干し場など、プライバシー確保と生活環境の整備が大変重要であると考えます。また、生理用品や下着など、女性特有の相談は、男性職員には相談しづらいとの声もございます。女性や子育て世帯に寄り添ったきめ細やかな支援体制が求められます。

避難所運営の現場に女性職員が配置されることで、女性や子育て世帯、高齢者の方々の声をきめ細かく把握し、必要な支援につなげることができると考えます。本町における避難所の女性職員の配置についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 避難所環境の整備におきまして女性の視点を取り入れることは、多様なニーズに対応し、誰もが安心して過ごせる環境をつくるために、議員おっしゃるとおり、必要不可欠なものでございます。

避難所の初動運営においては、スピードが何よりも重要でございます。本町では、休日や夜間を含め、災害時に役場庁舎を経由せず、直接避難所へ向かう避難所直行職員を各指定避難所に配置してございます。この直行職員につきましては、男性職員だけでなく、女性職員も各避難所にしており、開設業務の初期段階から女性の視点を取り入れられる体制を考慮してございます。そして、何より避難所運営においては、地域の方々との連携が不可欠でございます。

本町では、各指定避難所を所管する各行政区長に対しまして、最新の避難所直行職員の名簿及び避難所開設運営マニュアルを配布させていただいておりまして、平時から避難所運営等の組織化を見据えた情報共有を図ってございます。これにより地域住民と直行職員が顔の見える関係を築き、避難所開設時にはスムーズに運営組織を立ち上げられるよう整えているところでございます。

また、避難所におけるプライバシー確保や衛生環境の整備は非常に重要な課題でありまして、現在、防災訓練や避難所設営マニュアルに基づき、男女別のスペースの確保に係るテナントの組立てなど、各避難所を考慮した体制の構築に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

多分、大規模災害になりますと、職員の皆様たちも被災されていると思われます。その際、市町村またいでとか、応援いただくとか、その点とか、地域防災組織なんかも活用していか

れるということですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどもこの避難所運営につきましては、地域の皆様の、まずご協力、また、運営体制につきましても、今議員さんおっしゃったとおり、職員も必ずその場に即座に駆けつけられるという状況のときでないときも想定されます。当然、その場では、皆様のニーズに合ったような形の運営は当然厳しいと思われます。特にこの避難所マニュアルにつきましては、そういうようなところも考慮しながら運営をさせていっていただくというような形で配布させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） 続きまして、最後の質問でございます。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは、女性の視点を取り入れた避難所運営の重要性が示されております。

災害時には、限られた時間の中で様々な判断が求められますが、その判断が避難所での生活環境や支援の在り方を大きく作用します。特に女性や高齢者、乳幼児を抱える家庭、要介護者などへの配慮については、実際、その立場に近い視点が意思決定の場に反映されることが重要であると考えます。

災害対策本部や避難所運営の意思決定の場に女性職員の参画を積極的に進めるべきと考えますが、本町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんおっしゃるとおり、女性の視点を取り入れた運営は、避難所生活の質の向上と被災者の精神的な安定を図るため、極めて重要なことだと考えているところでございます。

本町の災害対策本部におきましても管理職である女性職員も構成部員として意思決定の場に参集しており、組織全体として男女共同参画の視点を持った運営を基本方針としてございます。特に避難所運営におきましては、女性の視点による意見が適切に反映されるよう、避難所設営の段階から女性の役員選出を推奨してございます。

また、災害対策本部の福祉班におきましては、専門職である保健師や看護師等、職員が活動の主体となっており、避難されている住民の方々の健康管理のみならず、プライバシー保護の観点からのゾーニングや衛生環境のチェックを行い、その専門的な知見を会議の場において積極的に発言し、運用を図っていくような体制づくりを考えているところでございます。

内閣府のガイドラインでは、多様な住民の視点の重要性が説かれており、本町マニュアルにおいても女性専用の授乳・更衣スペースの確保、夜間でも安心して利用できるトイレ環境の構築などを明記しており、現場の直行職員と連携して必要な対応に努めていることとしているところでございます。

今後も防災訓練等を通じて女性職員や女性住民が意思決定のプロセスへ積極的に関与できる環境づくりを推奨し、誰一人取り残さない防災の実現に向け、女性の柔軟な視点と専門職による健康管理の両輪を軸として、今後とも町民の皆様が安心して生活できる避難所環境の整備に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（渡辺善男君） 11番加々美昌美君。

○11番（加々美昌美君） ありがとうございます。

命を守る、関連死を防ぐ、誰一人取り残さない、そうした視点に立った避難所環境の整備と体制づくりを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で、加々美昌美君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時から会議を再開します。

（午前10時48分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 久保初江君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、10番久保初江君の一般質問を行います。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 10番久保初江です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、地域おこし協力隊の隊員が安心して活動し、地域とつながりながら定住できる環境づくりについて伺いたいします。

地域おこし協力隊制度は、地域と関わりながらこの町に住み続けられる人を増やしていく

とても大切な制度だと思っています。大多喜町の地域おこし協力隊は、これまで比較的定住率も高く、任期後も地域で活動が続けている方が多かった印象があります。しかし、最近は、着任後、半年、1年でこの町を離れてしまう、退任されてしまうケースなども見られるようになってきました。もちろん個人の事情もあると思いますが、受入れの形や地域との関わり方など、何か変化があるのであれば、今の状況をきちんと知り、よりよい形につなげていくことが大切なのではないかと感じています。

私は、せっかく大多喜町に来てくれた隊員の皆様が地域とつながりながら安心して活動し、任期後もこの町で暮らしたいと思える環境をつくっていくことが大切だと思っています。そのためには、地域の人たちにもこの地域おこし協力隊という制度や活動内容を知ってもらい、お互いに理解し合える関係づくりが必要なのではないでしょうか。

そこで、今回は、これまでの実績や今の現状を具体的な数字として共有しながら、地域、行政、隊員さんが一緒に制度を育てていくための視点でご質問をさせていただきたいと思っています。

これまでの実績と定住状況についてお伺いいたします。これまで大多喜町で、地域おこし協力隊として受け入れてきた役場受入れ型、企業受託型、事業継承型があるということですが、それぞれの受入れ人数、現在の定住状況、途中退任状況について、数字として教えていただけるとうれしいです。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

まず、ご質問にありました事業承継型は企業受入れ型に含まれますので、その上で数字をお伝えさせていただければと思います。

まず、現在、活動中の隊員数ですが、町の任用型で9名、団体委託型で8名です。また、任期は最大3年までとしています。令和8年4月1日現在で、最大3年の任期中で中途退任された方は、任用方で1名、団体委託型で5名、中途退任の率は26パーセントです。

次に、平成28年以降、令和8年3月31日までに任期を迎えられた隊員の定着、または定着に至らなかった方の状況ですが、計24名のうち、町に定着された方、13名、町外へ転出された方、11名、定着率は54パーセント、残り46パーセントの方が定着に至りませんでした。このうち中途退任は38パーセントといった結果で、現任期での中途退任率26パーセントが取り立てて高いと言いはない状況かと思えます。また、全国の直近5年の定着率が57パーセント、転出された方、43パーセント、中途退任の数値は公表されておりましたが、ほぼ同様の傾向

かと推測されます。

また、定住につながった顕著な例としましては、林業分野の隊員が挙げられます。町が地域おこし協力隊を始めたきっかけで、管理が行き届かなく荒廃していく森林資源を生かすため森林活用に興味のある人材を任用し、輩出しながら、地域や次の世代とのつながりを築いております。現在、9名の方が町内に定着し、個人事業主として、また、法人を設立し、次の世代を受け入れながら事業展開を図るなどの事例もあり、よい循環が生まれております。

次に、定着に至らなかった方の理由につきましては、ご自身の都合や家庭の事情によるもの、また、イメージと現実のギャップによるもの、任期は満了したものの町内での起業では展開が見込めなかったもの、さらには、現状に不満があるというよりは、より発展した活動を求めて、また、ほかに目標を見つけられて離職された方など、理由は様々な状況となっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 丁寧なご説明、どうもありがとうございました。

地域おこし協力隊について町民の方へ聞き取りを行う中で、地域との関わりがなかなか見えづらいという声も上がってきている中で、協力隊員としては、役場任用型の隊員さんについては、地域行事や自治会の活動や住民との接点も比較的多くて、地域との関わりを感じるという声がありました。それが結構、林業の方が多かったので、林業の方のそういった関わりは多いんだなというのを感じました。一方、企業任用型の隊員さんにつきまして、活動内容がなかなか町民の方に見えづらいというご意見もありまして、隊員さんの声としては、地域との接点をつくりづらいという声もありました。

また、地域と積極的に関わっている隊員さんがいるという一方の中、そもそも地域おこし協力隊制度自体をよく分かっていないという感じの住民の方も多いように感じています。活動内容が十分に共有されていない現状もある中、現在は、地域おこし協力隊の入隊時に広報掲載やホームページで紹介があるのは知っておりますが、その後の活動の経過や卒業後にどのような形で地域に関わっているのか、定住につながったのか、あるいは退任されたかなどの継続的な情報発信はあまり見受けられない現状を感じております。

地域おこし協力隊は、地域との関係づくりや定住が大きな目的の一つでもあると思いますので、町民の方がその経過を知ることができれば、制度への理解や応援する気持ちも高まっていくのではないかと感じております。

隊員活動の見える化や広報、SNS、活動報告や地域交流等の取組について、現在、町ではどのような仕組みと支援をしていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 隊員活動の情報につきましては、町、受入れ団体、また隊員個人が発信している情報がございます。

町が発信する情報のもとは、どうしても隊員から収集することになりますが、隊員にとっては、日々の活動日誌や月例報告書の作成に加え、ホームページなどで活動状況を紹介するための町からのアンケート、さらには、国と県からの依頼による活動状況調査などがあり、ご自身以外からの求めによって、あまり負荷がかかり過ぎないように、特に1年目の隊員さんには配慮しながら、個々の状況を踏まえ、活動状況の周知広報に努めているところです。

また、隊員によっては、独自に情報発信されている方もいますが、町では、単位活動の一環として、隊員さんの希望があれば、広報紙で連載を組んだり、また、隊員の企画、イベントを掲載するなどのほか、ホームページでは、新しく加わった仲間たち、現役隊員の挑戦、卒業生たちのストーリーといった構成で、町内で活躍する隊員、卒業生を紹介させていただき、隊員の活動を広く皆さんに知っていただくよう努めております。

また、地域交流ということですが、隊員それぞれ生活の拠点も違えば、活動のフィールドも違いますので、一くくりに扱うことは適当ではないかと思われめますため、隊員それぞれの考えと主体性を基本にしているところでございます。

隊員の話や活動報告などからは、それぞれの生活の中で、また活動を通して、全ての隊員が月日を重ねるごとに人と地域としっかりつながっていく状況がうかがえます。ご近所付き合いからの交流や隊員自身の活動で参加する地域行事や町のイベント、また、隊員自らが企画する体験会や講習会などを通じながら、地域の方たち、地元の商店、旅館や飲食店の方、地域の山や農地の地権者、炭焼き、工芸職人、猟友会、食品の加工販売の方、また、原材料の生産者や栽培指導してくれる農家、生産者団体の方々、保育園児や学童、小中学校の子供たち、また、その保護者など、それぞれが主体的に行動する中で、それぞれのフィールドでたくさんの方々につながっているなど感じているところです。

今後も隊員の主体性を尊重しながら、活動支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊隊員の主体性ということで、発信はそこまで強制的にやられていないということなんですけれども、町民の方々が、どのような発信をしていらっしゃるのか、隊員の方々が、そういうのをなかなか一覧として見る機会が少ないなと思っているんですけれども、今回、ちょっと地域おこし協力隊の方々、15名に向けてアンケートを、卒業された方や今任期中の方や退任された方などを含めて15名の方にご回答いただくことができました。

その中で、発信をもっとしていきたいという方や地域の方にもっと広めていきたいという声も多くありました。中には、インスタのアカウントは個人的なものなので見せたくないとか、発信はしていないという隊員の方もいらしたので、無理に見たいというわけではないんですけれども、町民の方がより多く知ってくれる機会をこれからもっと企画課側としてまとめて、発信したい隊員さんに対してはこんな活動していますよという、地域おこし協力隊員の一覧でこんな発信がありますというのお知らせしたりとか、そういったことをこれからやっていただけたりしますか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ちょっと一覧というイメージがよく分からない部分あるんですが、今現在も隊員さんにお考え聞きながら、もっと周知、広報したいということであれば、それに対して対応はしているところでございます。

一覧に近いものもホームページだとか、そういったところ、また、県のサイトのほうでもご紹介はさせておるところです。

アンケートを実施されたということなんですけど、まず、そのアンケートについてなんですけど、一般質問の通告以前にそういった隊員の声聞いていただければと、その聞いた声を踏まえた上でご質問いただけるとありがたいかなと思っております。

また、そのアンケートの質問の仕方ですとか、選択肢の設定の仕方にもよると思いますが、アンケートの結果として、おっしゃるように、議員さんの期待する答えもあれば、またそうでない答えもあるといったところで、本当に隊員の思いや考えがそれぞれある中で、意見の中には、交流も大事だし、地域とも関わっているところだけれども、3年後の起業、定着に向けて挑戦しているので、あまり周囲が騒がないでというか、寛容でいてほしいというような意見も拝見しますと、やはり周りの声や行政が主導で動くのではなく、隊員の主体性を第一に、何かやりたいことや考えがあればしっかりサポートしていくといった対応を基本に考えているところです。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

隊員が安心して活動ができているのか、地域とつながっているのか、地域の役に立つ活動になっているのか、町として知っていただくことも大切だと思っています。

地域の方がより応援しやすい環境を整えていくのも、今後、定住につながっていくのではないかなと思っているのですが、地域おこし協力隊の制度というのは、地域に新しい力や視点を持ってきてくれるとても大切な制度だと思っております。だからこそ、隊員が安心して活動できること、地域のつながりが生まれること、活動が地域に見えること、任期後も活躍の場があることが定住につながる大切な要素なのではないでしょうか。

今後、これまでの実績や現状を地域とともに共有しながら、地域、行政、隊員が一緒に育ていけるような仕組みづくりをぜひ検討していただきたいと思っております。

隊員と地域と行政の受入先をつなぐ人が足りていないのではないかと少し感じているのですが、今現在、大多喜町の受入れが今年度はとても少なく、企業型が増えている現状を感じています。今後もこのように企業型の受入れは進めていくのですか。この間、ライフビジョンとホームページのほうで、事業者様向けのちょっと意向調査みたいなのを拝見したので、今後、これから地域おこし協力隊の受入れは企業型を進めていくのかなとちょっと感じて、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問についてですが、団体委託型につきましては、隊員として活動したい分野に専門性を有する活動の受入先として、非常に将来的な雇用、起業、定着により実効性があるものと考えております。

町の任用型も並行して隊員の受入れは行っていますが、やはりその地域で具体的に何がしたいかというところを踏まえて、そういった専門性を持った受入先に委託するというのも一つ方法として有効だと考えておりますので、任用型と事業者受入れ型、並行してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） それは、隊員が何をしたいかというのの受入れとして企業受入れ型が多いということは、企業がこうしたいから、こういう形で町に貢献していきたいから受け入れるという形で今、企業型が増えているんでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） まず、隊員ありきじゃなく、先に事業者のほうで町の中でこういった活動、地域に対しての地域協力活動というものに人材を受け入れて取り組んでいきたいという、まず、そういった希望を聞いた中で事業者さんに業務を委託して、そこから隊員さんを募集していただくというような、そういった仕組みになっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

現在、そういった形で企業受入れ型が中心となっておりますが、もちろん時代や受入れ体制の変化でもあり、役場が受け入れるのにすごく大変な事情とかもお伺いしていますので分かっているのですが、地域おこし協力隊制度は、単に人材確保だけではなく、その地域で生きる目的を持って地域に人を残していくことが大きな目標だと思っています。

企業受入れ型の募集要項で、初年度には企業だけでなく個人事業者向けの募集があったと認識していますが、その後、個人事業主は募集から消えており、企業が中心となっています。受入れ体制や事務負担の面では企業のほうが対応しやすいという部分も理解はできますが、この町には農業や林業、商店など、後継者不足に悩む個人事業主さんも多くいらっしゃいます。

私は、例えば、この町で農業を進めていきたい、林業をやっていきたいという方々、あと商店を継承していきたいという方々、個人のそういった地域おこしをしていきたいという隊員の意向を個人事業主としても受入れを進めていけるような体制をつくっていくこともこの町としては、存続していくために、農家さんとかを守っていくためには大切なんじゃないかと感じています。そういった活動に対して行政がこれから一定のサポートを行うことで、小規模事業者や農家さんも受け入れることができる仕事について、今後、検討していくお考えはあつたりしますか。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 幾つかご質問がかぶっているので、ちょっと整理がまだついていないんですけれども、確かに、要綱上は個人事業主も受入先になることができることにはなっておるんですが、やはり、例えばですけれども、一農家さんが社内規定に当たるものをしっかりつくって、そのルールの上で労働というか働いていただいて、必要な経費、また給与を払えるかという、なかなかちょっと厳しい面があると思います。

ご提案のように、検討というか、町としてもそれも一つの方法としては考えていきたいと思っていますが、特に事業承継につきましては、既に現在1名の隊員が活動しておりますし、農業に関しましても事業者受入れ型のほうで耕作放棄解消に取り組んでいただいている事業者さんもありますので、そういった全体を含めながら、できるだけ制度上、やはりルールがございますので、そういったものの範囲で事業が円滑に進められるような方法ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

個人の農家さんの事業継承的な分野の受入れは近隣自治体でも行っている事例が幾つかありますが、大多喜町ではそういった形の個人の受入れは難しいという判断をされていると。もう企業さんがそういった農家さんの耕作地をやるという取組以外は、農業や、そういった個人の事業者さんの継承に対しては受入れをさせてくれない、地域おこし協力隊という年間550万円、活動費と人件費含めて国から出るとてもありがたい制度なので、こういった制度を活用して、もう存続がちょっと難しい農家さんたちを支えていくような、何か手段としてならないものなのかなとちょっと考えております。

隊員と地域、行政をつなぐ人材として地域プロジェクトマネージャーという仕組みが国にあるのはご存じでしょうか。こういった総務省が出している地域プロジェクトマネージャーというものなんですけれども、こういった取組を活用すれば……

○議長（渡辺善男君） 久保議員に申し上げます。

通告内で質問をお願いします。

○10番（久保初江君） はい、すみません。

では、今後ともよろしく願いいたします。これからも大多喜町の地域おこし協力隊をよりよく地域の方とつなげていっていただけるようお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。失礼します。

○議長（渡辺善男君） 以上で、久保初江君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（渡辺善男君） 次に、3番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 3番渡辺八寿雄です。6月会議におきまして一般質問をさせていただく機会をいただきました。感謝申し上げます。

私は、6月会議、本日の日曜議会におきまして、町の農業政策について、地域計画を交えながら農業支援について、テーマ4項目にわたりまして質問をさせていただきます。

農業従事者の高齢化による離農者の増加や後継者不足の加速化等により、農業の担い手が減少していくことが危惧されております。一時代前までは、親から子への世襲がごく当たり前であった時代、今では全てとは言いませんけれども、その形が崩れ、後継者不足に悩んでいるのが現状だと思います。耕作者がいなければ農地は荒廃し、農業は衰退してしまいます。このような背景から、以下の点についてお伺いをさせていただきます。

1項目めは、地域計画における耕作者の選考基準についてお伺いをいたします。

国は、農家が減少しても将来にわたり安定した耕作が続けられるように、農地の集約化をはじめとする集落単位での10年後の耕作者を定める地域計画、正しくは、地域農業経営基盤強化促進計画という名称のようでありますけれども、令和7年3月までに全国の市町村に策定を義務づけました。いわゆる法定計画であります。

この計画では、地域計画で集約した農地の耕作者を一定の基準で選考していくということのようではありますが、どのような基準で選考していくのかという点についてお伺いしたいわけでありますけれども、まず、その前に、この地域計画について、具体的にどのような計画なのか、全体計画についてご説明いただければお願いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、ただいま一般質問について、農林課からお答えさせていただきます。

まず最初に、ご質問の前提となります地域計画につきましてご説明させていただきます。

地域計画とは、一言で申し上げますと、その地域で10年後にどの農地を誰が守っていくのかという地域の未来予想図を地図を使って具体的に描き出すものとなっております。

これまでは、個々の農家がそれぞれ判断していた農地の管理をこれからは集落単位で話し合い、例えば、この田んぼは誰々さんをお願いしたいとか、あと、この地区は将来的にこう集約していこうとか、そういうことを皆さんで合意をしてそれを構築し、地図上に落とし込んでいくと、これが国が全自治体に策定を求めている地域計画の目的でございます。言わば、集落の農地を守り抜くための未来の設計図というふうにお考えいただければというふうに思っております。

この計画の策定に当たっては、先ほど議員さんのほうが申し上げました農業経営基盤強化促進法に基づきまして、地域の農業者をはじめ、農業委員会、農地利用最適化推進委員会などの関係者による協議を重ねてまいりました。

そこで、議員のご指摘の選考の基準についてですが、計画上の選考に当たっては、個人の希望を単に上げるのではなく、10年後、具体的には、担い手の意欲、農地の集約による効率化、隣接農地との整合性などを総合的に判断しまして、地域住民の皆様の総意として決定したものとっております。

以上となります。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

10年後の計画ということで、非常に難しい計画でありますけれども、地域の方々、関係者の方々と協力し合いながら、意見を出し合いながらまとめていったというご説明でありました。ご苦労さまでした。

次に、2点目の項目でありますけれども、この地域計画から見えた、あるいは、見える10年後の本町の就農状況についてお伺いしたいと思います。

本町で策定したこの地域計画において、10年後の耕作者を確保できていないおそれのある農地はどのくらいあるのかということも含めまして、10年後の地域農業の将来像を描くこの地域計画、この計画において就農状況をどのように捉えておられるのか、非常に難しいことの質問になってしまっているんじゃないかと思って大変恐縮なんですけれども、この地域計画を策定した中で、10年後の本町の就農状況をどのように捉えておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの質問に農林課からお答えさせていただきます。

現状の地域計画において、地域の皆様と一緒に描いた、先ほど言った10年後の姿、これが地域計画なんですけれども、担い手への農地集積、集約化を進める一方で、議員さんも懸念されております高齢化等による離農者への対応、これは並行して行う非常に重要な転換期であると認識しております。

現在、策定した計画は、あくまで現時点の意向調査に基づく未来図でございます。しかし、議員のご指摘のとおり、農業経営には突発的な離農、あるいは、経営体の急な事業方針の変更など、予期せぬ変化が常に伴います。こうした変化に対し、本町といたしましても計画を

一度つくれば終わりのものとは考えておりません。農林水産省が推奨する運用のとおり、毎年度、地域での協議の場を継続的に設け、計画のブラッシュアップを行ってまいります。具体的には空白地、例えば、急に担い手が決まったんだけど、そこが作れなくなったと、急に農地としてできなくなったところですね、そちらのほうを空白地と呼んでいますが、そちらが発生した際には、速やかに地域の話合いの場に持ち寄り、誰がその農地を担えるかをその都度、調整しながら現状に寄り添い、運用してまいりたいというふうに考えております。

今後も地域の実情を反映させ、耕作放棄地の発生を最小限に抑えるよう、計画の更新と調整に全力で取り組んでまいりたいと考えております。地域計画は、変化を恐れるものではなく、変化が起きたときに地域としてどう対応を決めていくかという指針でありますので、それに基づき、今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

昨年、2025年、行われました農林業センサス、これ速報値ではありますがけれども、その結果についての報道がなされました。それによりますと、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は、5年前の調査と比較すると25パーセント減少したと、耕作者が見つからず耕作放棄地が激増するおそれがあると、また、個人経営体は高齢化などにより24パーセント減少した、しかしながら、法人をはじめとする団体経営体は増加傾向にあるといった記事が掲載されておりました。

団体経営体についてもこれから十分検討する時期も近いのではないかと思いますけれども、個人経営体、特に小規模農家の営農継続に関わる農政指導について、3項目めとしてお伺いをさせていただきます。

国の農業政策では、農地の大区画化などの基盤整備やスマート農業技術の開発や実装などで大規模農家が優遇され、小規模農家に対しては目立った手だてがなく、冷遇されているように感じられます。農機の買換えも米の価格の不安定さや後継者不足などから判断ができずに、また1年、また1年と年を過ごしていくことになっているわけではありますが、個人経営体の小規模農家に対する営農指導と集落営農組織化などについて先進地事例や、あるいは、専門家による講習会などを開催する計画があるのかどうか、この点について町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

本町における小規模農家の重要性は深くこちらのほうも認識しております。

中山間地域の急峻な地形において代々守り継がれてきた農地を維持しまして美しい里山の景観や環境を守っているのは、紛れもなく多くの小規模農家の皆様です。一方で、議員のご心配のとおり、農業を取り巻く環境は厳しいものでございます。

国の農業政策が生産効率を重視しまして大規模化を推進していることは紛れもなく事実でありまして、多くの補助事業が規模の経済を前提としていることから、小規模経営を対象とした支援策が非常に少ないというのが現在の厳しい現実でございます。この国の方針と現場の実情との間にあるギャップに対しまして、本町が単独で農家個別の経営費用を直接支援するような形を取ることは、町の限られた財政の中では非常に困難であると考えております。

今後は、個々の規模を追うのではなく、地域全体で補う仕組みをいかにつくるかが小規模農家の皆様の生き残る道と捉えております。具体的には、農機具の共同利用、または農作業を互いに頼み合う地域の助け合いなどが考えられるのかなというふうに思っています。また、これまでの米作りという枠組みではなく、町の強みである小規模、多品種、地域密着を生かした営農モデルについて関係機関と連携しまして、より実践的な研修や情報提供の場を設けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 確かに課長のおっしゃるとおり、地域の助け合い、これに尽きるわけなんだけれども、地域の助け合い、大規模農家の定義につきましても後ほどお伺いしたいと思うんですけれども、たくさん耕作をされている地域の農家の人に農作業を委託するととてもやり切れないという、そういう声も返ってくるのも事実であります。そういう面で、私も質問の内容もそういうものも含めて質問しているわけでありましてけれども、確かに頼まれた人は、そんなにはできないよというところが現状であります。そういうところも認識していただいているようであります。ありがとうございます。

次に、4項目めといたしまして、農作業受託サービスについてお伺いをいたします。

国では、農作業の代行を農業支援サービスと位置づけているようでありますけれども、令和6年に実施されました利用調査結果が報告されました。それによりますと、現在はサービスを利用していない農家のうち、今後利用する意向がある農家の割合は29パーセントであり、前年調査から8.3パーセント増えたという結果が出ておりました。人手不足が深刻化する中、

支援サービスの需要が高まっていると報道されております。この農作業の代行は、水田作業だけではなく、酪農や果樹や畑作、野菜の収穫なども含まれるということでもありますけれども、水田作業においてもサービスに頼らざるを得ない人が増えているとされています。

最近、町の広報紙に、農作業を受託しますと広告が掲載されております。4月号、5月号、6月号、連続で掲載されておったと認識しておりますが、これは、ある企業からの広告であります。

農地はあるが担い手がない、農機も更新時期を迎えている、田植機、コンバインはあるけれども、トラクターが壊れてしまったなど、様々な要因はあろうかと思いますが、農機の価格も上がっており、そこにも買換えの難しさがあるように思います。このような悩みを解決、解消してくれるのが農作業の受託サービスだと思います。

この掲載されている企業は大手の農機具取扱事業者さんでもありまして、千葉県内では、北総のほうでも事業を展開しているということでもあります。

農林課さんでも承知をされておるようでありますけれども、この受託サービスの取組について、また、この受託サービス、どの程度の申込みがなされておるのか、お分かりでしたらご説明をいただければと思います。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に農林課のほうからお答えさせていただきます。

まず、農作業の受託サービス、こちらにつきましてどのくらいの取組が現在されているかということなんですけれども、今回、民間事業者による農作業受託の取組が本町でも展開されることになりました。本年度の実績としては、今現在、代かき作業、こちら1ヘクタールの受託を皮切りに、耕うん、代かき、田植、収穫といった稲作のほうの基幹作業を中心に、地域の皆様からご相談を応じているところでございます。

また、町や関係機関に寄せられた農家の方々からのご相談などから、当初は、農地そのものを賃借したい、要するに作業のスポット委託ではなく、農地そのものを賃借したい、または貸したいというニーズが非常に多い。その一方で、そうしたマッチングにはかなわない場合、そういうときには、それならば一連の作業を委託してでも自分の手で耕作を続けたいという強い思いをお持ちの方が一定数いらっしゃる事が判明いたしました。

議員のご指摘のとおり、こうした取組は地域農業の維持に大変有効であると考えております。一方で、本町が主体となってこれらを統合したような大規模な組織を新たに作り上げ

ることは、現時点では簡単ではないというふうなことが素直な見解でございます。

これらの農業の組織化は、トップダウンではなく、地域の農家の皆様が自分たちの地域をどう守っていくかという日々の暮らしから生まれる話合いやお互いさまの精神によって自然と形づくられていくべきものだと考えております。そのため、町としての役割は、こうした企業を先進的なサービスや集落ごとの助け合いの動きがスムーズに回るよう、必要な情報を整理しまして関係者の皆様が相談しやすい環境を整えることに力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

組織化という枠組みづくりにとどまらず、地域の皆様と企業のサービスがうまく共存し、持続可能な農業体制が築けるよう、地域の実情をしっかりと見極めながら取り組んでまいりたいと考えております。まずは、現在、参入していただいている企業サービスが地域に定着しまして、農家の皆様の力となるよう、町としてもしっかりと伴走してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

これから農業を維持していくために、やはり関係機関の協力が必要になってくると思うんですけれども、この農業支援のための関係する機関、応援をいただく機関としてどういう機関が考えられるのか。質問項目ないんですけれども、もし課長の考えでありますれば、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まずは、私、考えられるのは、まず県の機関、県の機関といってもいっぱいあるんですけれども、県・国と相談しまして、そこからどういうふうに進展できるか、そちらでまずは連携をして進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 国との連携も非常に大事なことだと思うんですけれども、一番、やはり私が思うのは、身近に感じるので、農協さんとの相談といいますかね、例えば、農協新聞等を見ますと、特に件は忘れてしまったんですけれども、農協さんで受託サービスを始めたとか、いろいろ農業支援についての記事が出ておるんですね。だからといって、すぐ我々の農協さんやってほしいということではないんですけれども、やはり身近な農業支援する機

関として、そういう面でもっと農協さんとコンタクトを取って、農業支援につなげていくことができないかどうかということを考えているわけなんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいま議員がおっしゃったように、農協、確かに身近なところなんですけれども、そちらも私はちょっと知らなかったですが、以前は、農業受託サービスをやっていたというのは聞いております。そこから、そのサービスをやめたという、その深い理由は聞いておりませんが、連携する一つの会社だというふうには私どもも思っていますので、また、そのなぜそれがなくなったかと、そういうところもちゃんとこちらのほうは把握していかないといけないと思いますので、そちらのほうも今後、進めるに当たりまして、ちょっとそういうところもいろいろ話合いをしていきたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

いろいろお話、説明もいただいております。

将来、本町におきましてもこの受託サービスを希望される農家さんも増えるのではないかと思います。地域計画における耕作者の選考も課題ではありますが、将来、安定した農地を保全する上でも農作業受託サービスは、現下の農業政策の一翼を担うサービス事業であると言っても過言ではないかと思っております。

新たな事業体の組織づくりの検討につきましては、農機の調達を含め、難しい部分が多々あります。そうであるとするならば、農作業代行サービスを業とされている事業者さんを支援してもよろしいのではないかと思います。

小規模農家の農家支援について質問させていただきましたけれども、どうぞ今後とも農家支援に一層のご支援、ご尽力をいただきたいと願って、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で、渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時52分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 志 関 希久夫 君

○議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、5番志関希久夫君の一般質問を行います。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 5番志関希久夫でございます。発言の機会をお与えいただきまして感謝を申し上げます。

私からは、大きく2点について質問させていただきたいと思っております。

まず1つ目ですけれども、中学生の部活地域移行について。

公立中学校の部活動を学校単位から地域の社会教育活動へ移す部活動の地域移行は、令和5年から7年度の改革推進期間を経て、令和8年から13年度の改革実行期間において、全国の自治体で段階的、本格的な移行が進められております。

千葉県の教育委員会教育振興部は、主な目的としまして、少子化が進む中、将来にわたり、中学世代のスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を保障すること、教員の働き方改革の推進が喫緊の課題である中、部活動の指導は、一部の教員にとって大きな業務負担になっており、その軽減を図ることとされております。

現在の中学校の学習指導要領では、部活について、これは第1章第5の1のウで「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と記載されております。

大多喜町においても令和8年度予算の保健体育振興事業に地域部活動推進事業委託料として348万8,000円が新規に計上されております。予算の説明時には内訳を質問させていただきましたけれども、スポーツ団体の4団体でございました。これには文科系と言われる部活が含まれておりません。

部活動の地域移行の目的、また、学習指導要領に記載されたスポーツや文化、科学等に親しませるためには、より多くの部活動の移行が必要と考えております。

そこで、お伺いをいたします。

地域移行されていない他のスポーツ、文化や科学の部活動の地域移行はどこまで進んでいるのか、また、検討や取組状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） それでは、志関議員のご質問につきまして、教育課からお答えさせていただきます。

現在、大多喜中学校の部活動につきましては、運動部が6部活、文化部の1部活が活動しております。そのうち、休日の部活動において、3部活、卓球、剣道、柔道につきましては移行されております。

地域移行されていない4部活、野球、テニス、バレー、吹奏楽の進捗状況でございますけれども、主に、受入れ団体や指導者の確保が課題であり、生涯学習課で所管するスポーツ協会、文化団体、また、特定非営利活動法人ESDGZ OTAKIが立ち上げた総合型地域スポーツクラブなどの町内で活動する既存団体等を受入れ団体といたし、調整を図っているところでございます。また、指導者の確保につきましては、町内を中心に人材の確保に努めておりますけれども、町外にも視野を広げ人材を探すとともに、教育や行政機関などの職員の兼職・兼業も含め、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 丁寧なご回答ありがとうございます。

鋭意努力されているということは今の回答の中で想像つきますけれども、大多喜町だけでなく、やはり全国的に進められているわけですから、近隣の地域、夷隅郡市ですとか、長生郡市の取組状況はどうなっているのか。また、それぞれの抱える課題、問題点というものもあると思います。そういったものを受けて大多喜町、これからどのように取り組んでいくのかお聞きをしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） まず、近隣の状況でございますけれども、近隣の6市町の関係についてちょっと確認いたしました。

まず、いすみ市でございますけれども、いすみ市については、一部の活動のみ移行されており、今年度以降もほかの部活動の移行に取り組んでいくということです。

勝浦市につきましては、部活動移行について地域内の保護者やクラブ活動との共通認識を

持っており、段階的に部活動移行に取り組んでいこうとしている状況でございます。現状では、学校の部活動の形態を維持している状況であるということです。

御宿町につきましては、地域クラブとして受入れ可能な団体へ募集をかける準備をしているということです。

茂原市につきましては、令和9年4月から休日の部活動は行わないこととしたということです。一部の部活は地域クラブに移行している。今年度、1部活の移行に取り組み、来年度以降も残りの部活動移行に取り組むということです。また、一部の種目は、茂原市が中心となりまして茂原市のクラブに長生管内中学生を受け入れるための調整を進めているということでございます。

睦沢町につきましては、総合型地域スポーツクラブを母体として一部の部活は移行しておりますけれども、ほかの団体も受入れの表明しているところもありますので、今後、調整していくということでございます。

最後に、長南町なんですけれども、令和9年度から、やはり休日の部活動は休止するという事で、町内の地域クラブが受け入れる予定であるということです。また、これも同じなんですけれども、地域の種目は茂原市が中心となり、茂原市のクラブに長生管内の中学生の受入れをするための調整を進めているという近隣の状況でございます。

それぞれ課題があると思いますけれども、それぞれの地域で課題のことについていろいろ協議しながら、例えば、人材の確保であったり受入れ団体の部分を含めて地域の中で連携して、協議をしていくというところは、それぞれの自治体もおっしゃっているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 大変細かに近隣の状況を調べていただきまして、ありがとうございます。

土日はもうやらないなんていう町や市もあるようですけれども、大変終局的なことをやっているなどは私、考えますけれども、それに比べまして大多喜町、幾つかの移行をしているところ、また今後、多分していくんだろうなと思っていますけれども、頑張ってくださいなと思います。

部活動の地域移行に伴って、スポーツ庁、文化庁の各次長と文部科学省の初等中等教育局長名で、部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改定について、これが通知として国から

各都道府県教育長、また知事、関係団体等に発出をされているんですけども、当然、通知が大多喜町にも来ていると考えております。

その中で、改定の趣旨のところでは、「学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題」、2番目の改定の概要では、「地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携」、「学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解」、「特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携」とされているところです。

これは通知ですので、通達のような強制力というものはなくて、留意点等の情報を知らせるものでありますけれども、一つの参考になるのではないかなと考えています。

部活動の地域移行に当たりまして、中学校と地域クラブとの連携は大変重要なことであると思いますし、地域クラブの意向や地域クラブ間での取組内容の共有化、移行を検討する地域クラブ等を交えた情報交換の場が必要と考えております。

先ほどの近隣調査の関係でも、やはり茂原市が中心となってというようなところもあったり、広域化、連携をされているんだろうなと推測をいたしますけれども、それについてお伺いをしたいところなんです。部活動の地域移行の実施に当たり、協議会というものが大多喜町にあるのか、また、あった場合には、その協議の内容の概要を教えてください。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） まず、協議会の設置状況につきましては、協議会は設置されておられません。推進組織として、大多喜町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、協議を行っているところでございます。協議内容につきましては、令和5年度から開催しておりますけれども、これまでの主な内容といたしまして、国や県の方針の確認、地域移行の方向性、実証事業の成果や課題の検証、広域連携についての検討、費用負担の試算などを協議してまいりました。

今後も、部活動地域に係る協議の場として、引き続き本委員会の運営は継続し、部活動移行の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） そういった形で地域、関係する団体等を含めた中で、そういった話が持たれているということは前向きな取組をされていると考えております。

大多喜町は、千葉県教育委員会の実施する千葉県部活動の移行に向けた環境整備事業、この実証事業が行われているんですけれども、令和6年度からこの事業に取り組んでおられます。

計画の取組の概要なんですけれども、大多喜町からの回答ですけれども、令和6年度については、1中学校の1部活動を民間事業者による地域クラブ運営を行いつつ、地域に合った地域移行の体制や近隣市町との連携の可能性を検証すると回答されています。そして、7年度ですけれども、令和6年度実証にて1クラブを移行して、令和7年度は新たな3部活動を地域クラブ化、持続化するための運営の在り方を検証すると回答されています。

部活動の地域移行の目的では、少子化が進む中、将来にわたり中学世代のスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を保障することとされています。先ほど申し上げましたスポーツ庁、文化庁の各次長通知、この通知の文末でありますけれども、ここに「レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること」、もう一点、「複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること」とされております。

少子化によりまして部員数が減少して、学校単位でのチーム編成が困難な部活、取り組みたいが部活動自体がない、具体的には、サッカー、バスケットボールなどがありますけれども、地域や複数の学校が連携することで、スポーツ、文化活動の機会を維持、確保できるのではないかと考えております。

小学校では部活動として、男子であればサッカー、女子はミニバスケットに取り組んでおりますけれども、中学生になるとその部活動はないわけですから、他の部活、また、その地域のクラブに加入する、そういうことになると思う。受け入れる地域クラブや、取り組みたいが部活動自体がない場合に、自治体の補助等で地域クラブを新設、指導者として経験のある退職をされた教員の方、また、その経験のある地域住民の方を部活動の指導者に招致することも可能ではないかと考えます。

特に大多喜町には、スリー・エックス・スリーのプロバスケットチーム、オオタキエグゼもごございますし、バスケットボール部の復活を望む子供たちも多くいるのではないかと推察されます。また、中央公民館では各種の文化団体も活動しています。例えば、書道教室での受入れ等、そういったことも考えられるわけです。

残念ながら、大多喜町では中学校は1校です。夷隅郡市内、規模等、違いますけれども、

各市町に1校ずつとなっています。夷隅郡市内、各市町の中だけで複数の学校が連携するということはできない状況が今の現状でありますので、そういった現状を踏まえましてお伺いしたいんですけれども、ここに質問、4項目ございます。一括してお願いしたいと思います。

1つ目は、千葉県の実証事業で、近隣市町との連携の可能性を検証するとの計画がありましたが、その結果はどうであったのか。

2つ目として、今後、夷隅郡市で広域連携による部活動の地域移行に取り組む考えはあるのか。そのための協議会を発足させる考えはあるのか。

3つ目として、必要に応じ、自治体の補助で地域クラブ新設の考えはあるのか。

4つ目として、現在は休日の部活動の地域移行に取り組んでおりますけれども、国のガイドラインの中では平日も含めた移行が見据えられています。その検討を行っているのか。

以上、4点についてご質問いたします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） それでは、まず、実証事業の関係でございますけれども、実証事業での広域連携の可能性についての結果の概要となりますけれども、少子化による部員減少で学校単位でのチーム編成が困難な部活が確認されましたが、複数の学校が連携することによりまして、スポーツ、文化活動の機会の提供につながる考えられます。一方で、広域連携については運営体制の調整、交通手段の確保、指導者の配置など課題も多くあることが分かりましたので、これらの課題について検討してまいりたいと考えております。

次に、広域連携による部活動の地域移行に取り組む考えということでございますけれども、先ほど答弁したとおり、複数の学校や地域のスポーツ団体などが連携することにより、議員ご指摘のバスケットボールやサッカーなど、本町中学校には存在しない部活など、生徒の選択肢を広げることもつなげることができると考えております。ご質問の協議会の立ち上げは考えておりませんが、広域連携という観点から、2市2町による部活動地域移行市町村担当者会議を令和6年度に3回、7年度に3回開催しておりますので、円滑な広域連携の実現に向けて努めているところでございます。

3つ目の自治体の補助で地域クラブの新設の考えがあるかどうかということでございますけれども、このご質問につきましては、受け入れる地域団体や取り組みたい部活がない場合に自治体から補助した上で地域クラブを新設し、退職した教員や経験のある地域住民を育成し、部活動指導員に招致することと推察されます。町内では、運動系のスポーツ団体については各種目が存在しております。既存のスポーツ団体の調整や他地域での意欲的に活動して

いるスポーツ団体もありますので、このような団体の調整を図り、指導員の確保に努めたいことから、現在のところ、自治体補助による地域クラブの新設は考えておりません。

最後に、平日の移行についてでございますけれども、国のガイドラインでは平日も含めた移行は可能とされておりますけれども、本町教育委員会においては休日の部活動移行を基本に進めております。これを実現することによりまして、顧問の時間外労働の軽減や休日の取得など、心身的に好循環が期待できることなどから、これを優先に取り組んでまいりたいと考えております。よって、平日につきましては今後の近隣の動向なども注視してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 細やかな回答いただきまして、ありがとうございます。真摯に肅々と移行について取り組まれているという状況は理解できます。

この質問の最後となりますけれども、教育長にお聞きをいたします。

今いただいた質問の回答を踏まえまして、中学生の部活動地域移行を今後どのように進めていくのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） それでは、志関議員の質問に答えたいというふうに思います。時間もないので、できるだけ簡潔に努めたいというふうに思います。

文化庁、そしてスポーツ庁、両方が関わって部活動というように成り立っております。今、地域移行ではなくて地域展開という言葉を使っています。何で展開にしているかということ、単なる休日の部活動を地域に移すというものではなくて、その際に、子供たちにとって一番いい形は何なのかということを学校と地域がしっかりと協議しながら新たな展開をしていくというようなところで、今、地域展開という言葉で、今後、私どもも取り組んでまいりたいというふうに考えています。

部活動については、もう今までたくさん出ています。私は2点について心がけながら進めていきたいというふうに考えています。

1点目は、ただ中学生だけではなくて、小学生や、それから高校生、もしかしたら大人も一緒に取り組める多世代型の部活動というのも一つ模索していきたいなというふうにも考えております。それは、展開の一つになりますので、私の理想とか思いも含まれておりますが、そういうこともあっていいのかなというふうに思います。柔道等が今活躍しているのはそう

いう一例かなというふうにも考えています。

もう一つは、やはり、本町だけでは生徒数がどうしても少なく、自分のやりたい部活ができないということは今までも出ています。ですから、近隣の自治体と連携をしっかりと取りながらやっていると、これはもう必須なことです。周りと仲よくしながら話し合いをしっかりと、子供たちのために連携を取った部活動の展開をしてみたいというふうに思います。

本当に、はしょって今、話をしてしまいましたが、これ簡単な問題ではございません。地域連携をして、そうすると活動場所が遠くなるので、やはりそこも今度は移動の問題をどうするのかということで保護者の理解も得なくちゃいけないと、課題はたくさんありますけれども、子供たちにとって最良の展開をしてみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 思い入れを含めまして、大変よい考えをお持ちだなと思っております。ぜひとも中学生の子供たち、中学生ということではありましたが、子供たちが、より多くのスポーツですとか、文化芸術、そういったものに触れられる機会というのをぜひとも夷隅地域を挙げてつくっていただければいいなと考えております。ありがとうございました。

もう時間もなくなりましたので、最後のもう一個、質問があるんですけども、こちらについては、小学校の公費負担による給食無償化についてであります。

大多喜町では、平成29年4月に中学校、平成30年4月に小学校の給食が実質無償化をされております。子育て世帯の負担軽減ということで行われているわけですが、これは近隣市町村や県内、全国の中でもいち早く取り組まれ、子育て世帯での支援を先進的に行ってきたと思っております。

国が令和8年度予算で4月7日に成立しまして、4月から学校給食の抜本的な負担軽減がスタートしました。具体的には、給食費負担軽減交付金制度により小学校などの設置者に学校給食費の負担軽減等を行う事業で、各自治体に食材費や軽減負担事務の一部が交付金として給付されるものです。大多喜町の学校給食は、主食、副菜、牛乳を提供する完全給食です。これに当てはめると、児童1人当たり月5,200円の交付金となります。

そこで、お伺いしますが、令和8年度に給付を予定する交付金の見込額、どの程度でしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 学校給食につきましては、本来、食材費等の賄い材料費として保護者にご負担いただくものでございますけれども、本町では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、支援を推進するため、補助金を交付し、実施無償化に取り組んでおるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、学校給食の抜本的な負担軽減が令和8年4月からスタートし、給食費負担軽減交付金として地方自治体が学校給食のための食材を購入するための経費として交付されることとなり、ご質問の交付金の見込額は約1,400万でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 分かりました。

続きまして、その交付金が1,400万は見込まれるということでもありますから、当初、見込まれた給食費の予算、これについては余剰金といいますか、余裕が出てきているのかなと考えております。ここについてなんですけれども、この使い道についてお聞きをしたいと思っております。

大多喜町、子供たちの教育関係含めまして、大変充実した事業を行っておりますけれども、そういった中でこの余剰となった予算について、教育関係のほうに予算を回せないのかなと考えています。

例えば、大多喜町の図書館ございますけれども、ここすぐそばにおたつきーパーク、小さな子供たちがたくさん遊びに来ているんですけれども、同一敷地内の中で、駐車場は図書館の周りというような状況になっています。この小さな幼児たち、図書館の児童図書、そういったもので幼児読書を推進する、そういった取組、これを充実する必要もあるんじゃないかなと、保護者と一緒に来て図書に親しむ、そういった一つの動線ができているんじゃないかなと思っています。そういったところの取組をやっていく、充実すべきと考えておりますし、また、もう一点ですけれども、三育学院さんには英語教育で小中のほうに来られていますけれども、こういった英語教育、近隣の市町の中では、そういった先進的な英語教育というものに取り組まれていないと思うんですね、大多喜ほど。これをより高める、拡充するという方向で取組を行ってはどうかと考えております。

おおたきっこ子育て応援宣言、去年、宣言されましたけれども、教育環境の拡充をすることで子供を育てる大多喜町とすべく、教育予算への振替をひとつご一考いただければと考え

ております。これにつきまして、教育長、そして町長のご意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） 今ありがたい話があったわけですが……

○議長（渡辺善男君） 時間です。

○5番（志関希久夫君） ありがとうございます。

○議長（渡辺善男君） 以上で、志関希久夫君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（渡辺善男君） 次に、1番吉野一男君の一般質問を行います。

1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 1番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

人口減少への対策と宅地開発について。

国立社会保障人口問題研究所、令和5年推計によると、本町の総人口は減少傾向にあり、この傾向は今後も続くことと予想され、将来人口推計では、第4次総合計画の目標年度である令和17年には6,514人まで減少することが見込まれている。今後も人口減少が続くとともに、少子高齢化が急速に進むことが予想されております。

そこで、定住促進やにぎわいづくり、高齢化対策、交通利便性向上等の施策により一層充実させ、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけることにより、今基本構想の目標年次である令和17年度末における人口を7,000人とし、町の活力を将来にわたって維持していくためには、宅地開発をして人口を増やすことが最重要課題であります。

そこで、以下の質問についてお伺いします。

令和8年4月8日、議会定例会終了後、船子地先の一部が農振農用地区域から除外になる旨の話があったことについてお伺いいたします。

今回、農振農用地区域から除外された船子の一部とはどの辺りか、また、除外された面積はどのくらいかをお伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ただいまの一般質問に農林課からお答えさせていただきます。

今回、農振農用地区域から除外いたしました船子地先の場所は、大多喜中学校の東側に位

置します農地17筆、面積は2万2,289平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続いて、農振農用地区域から除外するには、同程度の面積の編入が必要だと思うが、どこ
の地区を編入したのか伺いたします。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） ご質問にお答えいたします。農振農用地区域の除外に際しまして
は、議員のおっしゃるとおり、農振農用地区域の面積が減少しないよう、同等の面積を町内の
他地区で補うことが法律で義務づけされております。そのため、今回除外する面積に見合
うだけの新たな農地を弥喜用地先で確保し、農振農用地区域として編入いたしました。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、農振農用地区域除外の流れを時系列でお伺いたします。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、ご質問に、時系列でこちらのほう、ご説明させていた
だきます。

最初に、令和7年5月、こちらのときに地権者の皆様へ農振農用地区域からの除外につい
て説明を開始しまして、8月下旬には地権者全員から同意をいただきました。次に、令和7
年9月、県に対しまして農振農用地区域の除外に関わる事前協議書を提出しまして、12月22
日、県の農林水産部土地利用対策連絡会から許可相当との回答をいただきました。次に、令
和8年3月23日、法律に基づきまして公告、縦覧及び異議申出を行い、それが完了したこと
によりまして、県に変更協議の申出を行いました。3月25日に県より農振農用地区域の除外
に関する変更協議の同意をいただきました。

以上が今回の手続に係る一連の経緯でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 1番吉野一男君。

○1番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

農振農用地区域除外関係については、いろいろと地元との交渉、大変、農林課長、ご苦労

さまでした。

それでは、次に移りますけれども、今後の宅地開発に向けてどのように進めていくのかお答えください。

○議長（渡辺善男君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

これまでも宅地施策についてはご質問いただいていたところですが、定住人口の維持拡大に向けた居住基盤の整備は喫緊の課題であると認識しております。町としましては限られた財源の中で、開発行為や盛土規制などの宅地開発に当たって必要となる手続を踏まえ、どのような方法であればどの程度の費用がかかるかのパターンの調査を現在進めております。

今後、事業を進めていくに当たり、例えば、宅地造成から分譲まで町が単独で進めるのか、他の方法が取れるのか、より現実的かつ効果的な手法を協議しながら、できるだけ早期に用地に関しても動けるよう、速やかに方向性を打ち出していければということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 1 番吉野一男君。

○1 番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、私は、船子地先の一部の宅地開発は最重要課題だと思っております。一丁目一番地だと考えております。町長のお考えをお伺いします。

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） すみません、ただいま吉野議員から一丁目一番地というような強いお言葉をいただきましたけれども、まさに私もそれは一つ感じておるところでございます。

この方向性につきましても何人かの土地の保有者の方が、まず、町に農地を譲りたいというお話から、そういうお気持ちがあればということから始まったわけでございますけれども、宅地開発だけでは若い世代もなかなか残らないだろうというふうに思っておりますので、総合的に鑑みて、若い世代がここに残ってくれる、また、移住してくれる、定住してくれるという方向性をしっかりと打ち出していきたいというふうに思っております。

先ほどお話もいただきましたけれども、茨城の境町とか、隣の睦沢とかでやっているような、30年そこに住み続けてくれたらそこを無償であげるとかというような話もありますよねというお話もいただきましたけれども、そういうことも踏まえて、トータル的にど

ういう形で、また、今の大多喜町の財政内容もございますので、そこも踏まえた中で慎重に検討をしていきたいと思っております。

ただ、基本的には前向きに頑張っていきたいというふうに思っておりますし、何とかあの地域に、町が主導でこれはやるということで県からもオーケーをいただいておりますので、ただやみくもにぼんと投げちゃうというわけにはいきませんので、まず、町が主導でどのような形で進めていくかという骨子をしっかりとお示しさせていただいて、トラブルのないように進めていきたいというふうに考えておりますので、また、いろいろとご助言賜ればと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 1 番吉野一男君。

○1 番（吉野一男君） 町長、答弁ありがとうございます。

私が思っているのは、これはあくまでも、大多喜町は土地もないわけですけども、やっぱり中学校の跡地が宅地造成するのに一番向いていると思うんですよ。これをやらなければもうやる場所はないんですよ、大多喜町は。全部が、ほとんどの大多喜町町内が農振農用地区になっていきますので、それを解除するのはなかなか難しいという考えであります。

だから、昔から全部、農振に入っているということでやっているんですけども、やっぱり当時、農振、抜かなかったということは、今になってみると大変悲しい思いであるわけです。

だから、やっぱりこれをいかにして農振を抜くかということが一番大事なことで、私、一番思っているのは、国道付近ですよ、これやっぱりね、二、三十メートル先まで国道の農振を抜くと、それをやらないと町の発展はないと思うんですよ、これ実際、町長ね。やっぱりそれにあって初めて農振を抜けて、その辺、住宅街とか、いろいろ商店街ができてくるわけですので、これは近々に抜くような方法を取らないとなかなか大多喜町の発展は、私はないと思います。

住民もなかなかそれに乗ってこない関係もあるんですけども、これは町が主導した中で、ぜひそういうものを進めていただければ一番ありがたいと思うんですけども、大多喜町については、都市計画やって用途地域の指定もないので、なかなかそれはできないと思うんですけども、いかにしてそのところを農振を抜くかということを常に町のほうもいろいろ試行錯誤しながら抜く方法を考えてもらって、それと同時に、町並みもそうですけれども、それやっぱりやっていかないと、どんどん遅れていくんですよ。

結局、さっき町長おっしゃったとおり、私、前にちょっと話したんですけども、やっぱ

り境町辺りは住宅が結構できているんですよ。どんどん造って、若い世代を入れるということになりますので、そういう方法を取っていかないと、宅地開発だけじゃなくてもいいんですけれども、やっぱり町外の人たちを入れるということが一番大事なことでありますので、これを進めていかないと本当に町の発展は、私はないと思います、実際に。

今どんどん人口が減少していますので、これをいかに食い止めるかということを一重要課題として町としても考えていると思うんですけれども、一層、職員を入れて、これは対策協議会みたいのをつくって、いかに人口増を進めていくかということに対策を講じなければなかなか難しいと思うんですから、そういうものを講じてもらって、町の発展のためにぜひそういう組織をつくってもらってやっていただければありがたいと思うんです。

これはちょっと要望を兼ねてお話しするんですけれども、ぜひそういうものを進めていただければありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

一応、私、重要課題ということで一番言っているんですけれども、やっぱりぜひ、これ町長、本当に重要課題として捉えていただければ一番ありがたいと思うんです。任期中もあるんですけれども、できれば任期中までぜひ全うしてもらって完成するような、完成までいかないかも分からないですけれども、できれば先へ進めていただければありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町が宅地分譲した主な場所が、下大多喜地先、上瀑ふれあいセンター前、4区画は、これ完売しております。横山地先も旧上瀑保育園跡地も5区画完売、船子地先、旧カネカスタンド前、4区画完売、このように、場所がよければ全部完売できるんですよ、造っても。これは、飯島町長時代にやったわけなんですけれども、そういうことで、やっぱり場所がよくなければ買ってもらえないし、そういうところを住宅街にすると、そういう形でやらないといけないと思うんです。そういう形でやって、全部完売できたということでもありますので。

まして、町長のスローガンでもあります、住んでよし、訪れてよしのまちづくりとあります。住んでよしは、まさに船子地先の宅地開発に当てはまるのではないかと私は考えております。

いずれにしても地権者の一致した協力をいただき、宅地開発を進めていただきたいと思いますと考えておりますので、町内には、大規模宅地開発する場所には船子地先しかございません。そういうことで、町長の政治生命をかけてもやっていただきたいと思います。そういうことで、今後の意気込みを町長、再度お願ひしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 答弁しますか。

(「はい、します」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） お叱りにも近いようなご発言賜りまして、誠にありがとうございます。

ダイバーシティという言葉がございすけれども、人によっては、船子地先だけがいいなという方ばかりではないというふうに思っております。

現に地域おこしで来ていただいているある方は、わざわざ民家のない川がすぐそばにあって森と林の中に囲まれたうちを理想のうちが見つかりましたと、私、購入できました、町長ということで、わざわざ、ちょっと見た感じでは生活しづらいんじゃないかなと思うところを逆に理想の住みかとして購入された方もいらっしゃいます。

ですから、トータル的に見れば、そういう方が多いんだと思いますが、基本的に言うと、我々としては、やはり空き家を、空き家そのものはもう生活のインフラができておりますので、そういうところもしっかりと居住していただくためのものにはしていきたいと思っておりますし、地域コミュニティをしっかり守るという意味からも地域地域にそういう方が入っていただくということも踏まえて、もう一方では、考えていきたいというふうに思っております。そこだけに注力するというわけではなく、そこも注力しますが、違うところも注力していくと。

一丁目一番地がそこ、今お話にありましたけれども、一丁目二番地も三番地も考えておりますので、その辺は、肩をぐっと怒らせずに冷静に見ていただけたらうれしいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 1 番吉野一男君。

○1 番（吉野一男君） 町長、ありがとうございました。

大変私も、語弊かも知れないですけれども、ちょっと一番、特に船子地先で言ったので、確かに大多喜町全体として、船子地先だけじゃありませんけれども、これ空き家もありますので、それを踏まえた中でやっていかなくちやいけないのかと思っております。

そういうことで、特別、船子地先、私は言ったことは言ったんですけれども、やっぱり全体的なことを考えていかないと一番いけないと思いますので、それを踏まえた中で、これはやっぱり私としては一丁目一番地だと思っておりますので、ぜひまたよろしくお願いしたいと思います。

また、この事業は、コンサルタント会社に委託して事業を進めるとありますが、私の考え

としては、宅地造成から分譲まで町が単独で進めることが一番望ましいと思っております。できることであれば、30年間住み続ければ土地と住宅を無償譲渡するぐらいの考え方があってもよいのではないのでしょうか。

茨城県境町では、子育て世帯、新婚世帯を中心に、移住定住を希望する方のために賃貸住宅に25年住み続けていただいた方へ土地と住宅を無償譲渡しております。睦沢も同じような形になりますけれども、こういう思い切った施策を講じなければ、なかなか人口減、一気に人口減少というのは、それがないと人口増大にならないと思いますので、そういうことで人口増対策をやらないといけないと私は思っています。さっき町長にこの内容もちょっと答弁させたいと思ったんですけれども、先ほどちょっと話しされたものですから、これは抜いておきます。

また、宅地開発すれば区域内に公園や緑地の設置が必要になりますが、それとは別に、土地の面積からすると船子地先が70戸ぐらいになると思っておりますので、近隣に広い用地がありますので、そこをお借りして公園を造るのも一つの考え方であるのではないかと。そうすると、子育て世帯の家族が楽しく過ごすことができますので、これはちょっとある程度知っていると思いますけれども、参考にしていただければありがたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で1番吉野一男の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は14時5分から会議を再開します。

（午後 1時52分）

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宜君） 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります船橋紀美江氏から提出されたものでありますが、その代理人であります千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります小関氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。将来を担う子供たちが、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたものが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては、平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、政府及び関係行政官庁に意見書を提出いたしております。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番(渡邊泰宣君) 請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和9年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、令和9年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります船橋紀美江氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります小関氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましても、よろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（渡辺善男君） お諮りします。

ただいま渡邊泰宣君外5名から義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡辺善男君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第1号及び追加日程第2、発議第2号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

◎発議第1号及び発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第2号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(木島丈佳君) それでは、発議案を朗読させていただきます。

発議第1号。

令和8年6月7日。

大多喜町議会議長、渡辺善男様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、志関希久夫、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、久保初江。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第2号を朗読いたします。

発議第2号。

令和8年6月7日。

大多喜町議会議長、渡辺善男様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、志関希久夫、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、久保初江。

国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、小中高生の自殺者の増加、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て

続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和9年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2 子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 8 GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

○議長（渡辺善男君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宜君） 発議第1号及び発議第2号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議していただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けました。我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、吉野一男議員、渡辺八寿雄議員、志関希久夫議員、山口定夫議員、久保初江議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただくものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

まず、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

議員各位に申し上げます。

明後日 9 日は 9 時 45 分から職員紹介を予定しておりますので、9 時 40 分までに時間厳守でお集まりください。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

（午後 2 時 26 分）

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

令和8年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和8年6月9日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	浅野健二君	生活環境課長	海老根友大君
会計室長	須藤明実君	教育課長	渡邊陽二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木島丈佳	書記	山川貴子
書記	苅米聡		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第 27 号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 28 号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 29 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 30 号 大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 31 号 大多喜町 B & G 海洋センターアリーナエアコン設置工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 32 号 令和 8 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様おはようございます。

議員各位をはじめ、執行部職員の皆様には、7日の本会議に続きましてご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいりますので、ご承知願います。

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきますと思います。

令和8年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、議長をはじめ、議員の皆様方には、7日の日曜議会に引き続き、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと存じます。

本日は、一般質問の後、人事案件、条例の一部改正が4件、工事請負契約案件と一般会計の補正予算を提出させていただいております。

各議案ともに十分ご審議を賜り、可決くださいますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきますと思います。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります、本定例会 6 月会議再開後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて 30 分以内となります。また、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 久 保 初 江 君

○議長（渡辺善男君） 通告順に従い、発言を許します。

久保初江君の一般質問を行います。

10 番久保初江君。

○10 番（久保初江君） 皆さん、おはようございます。

本日は、みんなで取り組むごみ減量と環境美化について、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

私は今、地域の皆様と一緒にごみ拾いの活動をさせていただいております。地域の方の発案で始まったごみ拾い活動なんですけれども、町の話をしてしながらごみ拾いをしていくという活動を、月に 1 回させていただいております。

その中で、道路の道沿いにやっぱりたばこの吸い殻だったり、空き缶だったり、ペットボトル、人目につみにくい山林や森の中への不法投棄もたくさん見受けられました。

活動しながら地域の皆さんと話していると、どうしてこんなごみが捨てられていくんだろうねとか、そういう話が多く出てきます。そして、集めたごみをみんなで最後分別をするんですけれども、分別するのもやっぱり大変で、それぞれ拾ってきた空き缶には土が入っていたりとか、ペットボトルも飲物が入ったままだったりとか、いろいろあるんですけれども、そうして分別をしていく中で、このごみを分別したけれども、分別したごみがどう再利用されていくのか流れを知りたいねとか、そういった声もいっぱい出てきます。

また、令和 14 年に、これからごみの広域化に向けて、ごみの減量や資源環境の取組もこれ

まで以上に進めていく必要があると感じております。ごみ問題は行政だけでなく、地域、町民、事業者が一緒に考えて取り組んでいくことが大切だと思っておりますので、今回はその地域の皆さんから出てきた疑問も含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質問なんですけれども、ごみ拾い活動中もそうなんですけれども、やはり車の運転をしていく中でも、道路沿いや山林へのポイ捨てや大きなごみがあったり、そういったものが見受けられます。現在、町ではこのような状況をどう把握されているのか、また、地域や住民と連携した美化活動を今後さらに広げていく考えがあるのかお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君） ただいまのご質問に、生活環境課からお答えさせていただきます。

初めに、本町のごみのポイ捨てや不法投棄の状況につきましてご説明させていただきます。

令和7年度にごみのポイ捨てや不法投棄により回収しましたごみの量は、3,170キログラムと、令和6年度の4,833キログラムよりも減少しました。道路沿いへのごみのポイ捨てや人通りの少ない山間部などへの不法投棄がなくなるのが現状でございます。

この対策としまして、町では不法投棄監視委員による定期的なパトロールや、不法投棄防止看板や柵の設置及び広報おたきにごみのポイ捨てや不法投棄防止の記事を掲載しまして、未然防止に努めております。さらに、監視カメラを設置しまして、悪質な不法投棄が撮影された場合は警察に通報して適切な捜査と対応を依頼しております。

また、地域の皆様と共にごみのポイ捨てを撲滅し、町内の環境美化とごみの排出抑制に対する意識の向上を図るため、毎年ごみゼロ運動を実施しており、今年も5月中に7日間実施しまして、53団体、1,299名の皆様に参加していただきました。なお、この期間以外にも、町内の企業や私立学校、各種団体の皆様の自主的な活動として随時ごみゼロ運動が実施されております。

このような自主的な活動をこれからも支援し、ごみゼロ運動が少しでも広がるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） どうもありがとうございます。

今回、私もごみゼロ運動も地域の皆さんと参加させていただきました。すごい、きれいかなと思ったところもやはり歩きながら見ていくと落ちているんだなというのも感じますし、

そうした地域の方々の取組、私も応援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いては、2点目の質問になります。

先ほど申し上げましたけれども、先日、町からもご説明いただきました令和14年度のごみ処理広域化に向けて質問させていただきたいと思います。

燃えるごみを燃えるごみとして広域化で処分していくということで、燃えるごみを収集していくに当たり、これから燃えるごみを減量していくことを進めていくことが大切だと考えております。紙類の資源化や生ごみの活用などについて、これから町としてはどのような取組を検討されていくのかお伺いしたいと思うのですが、お願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君） お答えいたします。

燃えるごみの減量化の取組として、町民に対して分別収集やリサイクルの重要性を啓発し、特に紙やプラスチック類の再利用、再生利用への意識の高揚を目標に掲げまして、町の広報紙やホームページ等で周知しているところです。

昨年度はペットボトル、プラマーク製品のリサイクルを呼びかけたチラシを写真つきで作成し、広報と併せてお配りしましたが、本年度は紙類に特化したチラシを作成し、資源化できる紙類の分別によりまして、可燃ごみの減量化につながるように努めたいと考えております。

また、生ごみは水分を多く含み、燃えるごみの重量増加や燃焼効率の低下につながることから、生ごみの堆肥化や生ごみの水を切る減量化に取り組むことが重要であります。家庭用生ごみ処理機や生ごみ処理容器、いわゆるコンポストに対する補助と普及促進を図り、今後もしリサイクルや資源化に向けた施策を推進するため、町民の皆様への啓発を推進してまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ぜひ、よろしくお願いします。

紙類、特に日常に出てくる、例えば子供たち、私が結構子供がいるのであれなんですけれども、お菓子のクッキーの箱だったり、ティッシュの箱だったり、いろいろ頂き物をしたときに出てくる箱とか、意外と燃えるごみに捨てがちなのところもあったりするかなと思うんですけれども、そういうのを細かく紙袋なんかに入れて、紙類として分別していったりとか、

あとはコンポストなど、そういった取組、これからも推奨していただけるとありがたいです。
どうぞよろしくお願いします。

3点目の質問になります。

先ほどもお話ししていたごみの活動、地域の活動の中で声に上がっていたものなんですけれども、回収されたプラスチックや段ボール、紙類、アルミ缶など、瓶など資源ごみとして出されているごみが、私たち結構大変なんですよ、やっぱり、分けてきれいに洗ってとやるのは。それを頑張った分、その再利用がどういう形でされているのかというのが、目に分かりやすく見えてくるとありがたいなと思っているんですけども、分別したごみがどのように生かされているのかを知ること大切だと思っています。

そこに対して、流れを町民へ分かりやすく伝えていく取組を、具体的にどのように検討しているのか教えていただけたらうれしいです。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君） お答えします。

本町が回収している資源ごみは、プラスチックやペットボトル、紙類、缶や瓶が主なものになります。町では資源ごみの適正な分別回収に努めており、それぞれ素材に応じて新たな製品へと生まれ変わっております。

プラスチックやペットボトルにつきましては、再びペットボトルとしての利用や卵パック、繊維等の製品として活用されておまして、紙類につきましては、私たちの生活に身近なティッシュペーパーやトイレtpペーパーといった紙製品へと生まれ変わっております。缶類につきましては、鉄製品や新しいアルミ缶へと生まれ変わっております。以上で3番に対しての回答でございます。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） ありがとうございます。

行く末がやはり分かると、私たちも分別をしていくしがいがあるなというのは感じてますので、そういった形の、今後私たちが頑張って分別して出した資源ごみがこうなっているよということも含めた形で、分別の仕方だけではなく、こういうふうのリサイクルされて回っていますよとか、資源ごみなのでお金にも換わっていると思うんですよ。そういったお金がこういうふうに使われていますよとか、何かそういった形で私たちも知ることができれば、分別のしがいを感じられるのかなと感じておりますので、どうぞその取組、よろしくお願いします。

いたします。

今回、地域の方と一緒にごみ拾い活動をしていく中で、私の子育て世代のママたちが結構たくさんいらっしゃるんですけども、ちょうど春休み中に一緒に活動したときに、お子さんが休みなので一緒に参加してくれた方がいたんですよ。その方のお子さんが一緒に分別までやってくださったときに、その後その子供はすごいごみに対しての分別の意識が高まったという、すごくお母さんが喜んでくれていた声があったんですよ。

そういった形で、子供と一緒にごみ拾いをして分別をして、それがどうなっていくのかというのを知るということが、教育の中でもっと溶け込んでいけるといいなというのを今、感じておりまして、学校教育やそういった広報活動などで環境意識の向上について、これからどう取り組まれていくのか、今後さらに充実させていく考えがあるのかお聞かせください。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君） お答えします。

ごみ減量や環境美化を地域全体で進めるための環境意識向上についてでございますが、議員ご指摘のように、町民一人一人が分別したごみがどのように生かされてというごみの行方を知ることは、環境意識を高める上で極めて重要だと認識しております。町の広報紙やホームページなどで啓発記事掲載や地域と連携した清掃活動の実施など、様々な機会を通じて環境意識の向上に努めております。

今後につきましては、これらの取組を継続していきながら、地域や各団体等からごみの分別方法やリサイクル等に関する具体的な説明依頼があった場合には、職員を派遣してご説明させていただくなど、町全体の環境意識のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 子供たちへの啓発はということですので、教育課からお答えさせていただきます。

学校教育といたしましては、小学４年生の社会科の授業で住みよい暮らしをつくる項目の中で、ごみの処理と利用として、ごみの種類と分別、ごみの行方、それから処理した後の工夫、ごみのリサイクルなどを学習し、自分たちでできることを考えてもらい、みんなで話し合う授業を行っているところでございます。

また、町内で行うごみゼロ運動では、小学生やＰＴＡが参加し、ごみ拾いを行っている

ころでございます。さらに、各小学校では、通年廃品回収に取り組むリサイクル活動に寄与しているところでございます。

このように、授業や活動を通して、生活する中で必ず発生するごみの取扱いにつきましては、適正に学んでいると認識しているところでございます。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 教育課からのお答えもありがとうございます。

私の認識はあまりないことなんですけれども、大多喜中学校の横に夷隅川が流れておりまして、夷隅川の美化活動をコロナ前は中学生がみんな体操着を着て川に入って、いろいろごみを集めていたという話を聞きました。そのときは、うちの子は参加できていないんですけれども、以前はあったよということで校長先生からお話を聞いたことがありました。

こういった活動は、今後はまた再開していくことはしていったりはしないですかね。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 夷隅川のクリーン作戦のことだと思うんですけれども、議員がおっしゃるとおり、以前、大多喜中学校による夷隅川の清掃活動は実施していました。当時の大多喜中学校に在籍していた先生に一度確認したところ、この活動は生徒会による活動の一環として始めたということでございます。

現在はこの活動は休止しておりますけれども、その理由として、急な斜面を下りて川に入り、ごみなどの撤去を行う活動でございますけれども、大きなタイヤであったり、ガラスの破片だったり、中学生が行う行動としては危険を伴うということから、安全面を考慮して休止したということを伺いました。

これはあくまでも学校の教育活動でございますので、学校の判断に委ねますけれども、教育委員会としてもこのような経緯があることから、その活動の再開については今のところ考えておりません。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えありがとうございました。

教育を通していろいろ活動していただくということなので、今後も続けていっていただけたらありがたいと思います。

大多喜町はとても豊かな自然や里山の風景が多くの方に愛されて、観光としても訪れてい

ただける町だと感じています。だからこそ、その美しい自然をごみや不法投棄によって汚したくないという思いを私自身もすごく強く持っております。

近年では、廃棄物から生まれるマイクロプラスチックやP F A Sなどの環境問題も社会的な課題となっており、環境への配慮や自然循環の重要性は、今後さらに高まっていくと感じています。

そして、ごみをただ処分するものではなく、資源として生かしていくという視点もとても大切だと思います。資源ごみの回収はごみの減量だけでなく、資源として再利用され収益にもつながる側面もあるので、そうした取組を町民の皆さんが知ることで、分別への意識や協力のモチベーションにもつながるのではないかと考えております。また、その資源回収によって得られた収入が美化活動やごみ減量の取組、子供たちへの環境教育などに生かされれば、持続可能な循環にもつながっていくのではないかと考えています。

ごみ問題を処分だけでなく、資源循環として捉えたときに、資源回収による収益の活用も含めながら行政、地域、町民が一緒になって環境美化やごみ減量へ取り組んでいける仕組みづくりについて今後検討していただけるのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺善男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（海老根友大君） 答えいたします。

本町では、従来からごみの分別収集につきまして、ごみ収集カレンダーやごみの正しい出し方等を配布しまして、ごみの減量化や資源化の周知を図っているところでございます。

そして、皆様のご協力によりまして、分別収集されました資源ごみの収益ですが、令和7年度実績は979万円の収益となりました。

しかし、処分から資源循環へと転換し対応するためには、今後も町民や事業者、行政といった各主体が一体となり取り組む必要がありますので、皆様からのご意見をいただきながら、あるいはほかの自治体の取組も参考にしつつ、資源ごみ以外が燃えるごみという意識の輪が町全体にさらに広がり、燃えるごみの減量化につながるように努めてまいります。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） お答えいただき、ありがとうございます。

ごみを出すことだけを今、お話ししてきましたが、ごみを出さない活動も今後大切になってくるのではないかと感じております。マイバッグを持ったり、マイボトルを持ったり、マイ箸を持ったり、そういった活動も今後、これから周知していくこともさらに必要に感じて

おります。

時間が少し余っておりますので、このごみについて、これからの広域化に向けて、町長さんに一言お話をいただければ、難しいですか。

(「漠然として……」の声あり)

○10番(久保初江君) 漠然としております、すみません。

○議長(渡辺善男君) 町長。

○町長(平林 昇君) 非常に、ちょっと漠然とした抽象的な話ですね、どこにピントがちょっと入っているのかわかりませんが、いずれにしても今、市原市とお願いをしようということで、今、1市2町で今、取りあえずは勝浦と大多喜と御宿という形で今、中間処理施設を検討中でございます。

その中でも燃えるごみが大体、今までいすみ市に大多喜はお願いしていたわけですが、大体おおむね年間1億円ぐらい、燃えるごみに、燃やすために使うお金が1億円。そのうち約4割、約4,000万円が実は生ごみが、実はウェイトを占めている。ですから、この生ごみを生ごみ処理機とかで軽くしたりしてそれが、40パーセントが10パーセントになれば、ざっくり3,000万が浮いてくるという状態になります。そのために毎月広報で生ごみ処理を一回試してみませんかというお話もさせていただいております。

これからもやっぱり町民の皆様と一緒にそういった、このごみはお金をかけて処理をしているんだよということを認識いただけるように、今、海老根課長とも相談させていただいております。

今、久保議員のほうでるるお話をいただきましたけれども、とにかくお金を出して処理をしているということを、ぜひ皆様に共通の認識として持っていただけるようになればありがたいなというふうに思っています。

久保議員も自らごみ集めもしていただいているようでございますけれども、私も足が丈夫なときはそんなこともさせていただいて、ああここによくごみが落ちるなとかということも知っていますし、ちょっと陰に隠れたところになると、たばこの灰、要するに車で来られた方だと思いますけれども、たばこの灰皿がいっぱいになってしまったんで、それをわざわざ車を止めて、道路脇にごそっと置いていくような方もよく見かけていましたので、ちょっと本当にモラルの低下といえますかね。

ですからやっぱり先ほどおっしゃっていましたが、お子様のときから、4年生でそういうこともやっているということですが、子供の頃からやはりきちんとごみ問題に

ついては、皆様の心の中にしっかり刻んでいくというようなことができたと思いますので、引き続き久保議員も頑張ってごみの問題をご自分のこととして捉えて、よろしく願いできたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡辺善男君） 10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 突然の答弁、どうもありがとうございました。

大多喜町がこれから中継地点となっていくわけですが、大多喜町の町民の意識がどんどん上がって、ごみに対する意識を統一するとか、皆さんが町長さんの言うように知っていただくことが私もすごく大事だと思っております。毎日のことなので、毎日出るものだからこそ、しっかりと意識を持ってもらうことを進めていただけたらありがたいです。

大多喜町が地域の、この夷隅郡市のモデルとなるようなぐらいのレベルアップを図れることを期待しております。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） 以上で久保初江君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

議員の皆様申し上げます。これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について3回までとします。また、議案書のほかに議案審議資料が配付されていますが、この資料は、あくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は、議案書により質疑をされるようお願いします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、議案書の9ページをお願い申し上げます。

諮問第1号について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、浅野秀雄委員の任期が令和8年9月30日をもって満了することから、引き続き同氏を候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所、大多喜町下大多喜1143番地、氏名、浅野秀雄氏、生年月日は昭和32年5月3日生まれ、現在69歳でございます。

浅野秀雄氏は昭和56年3月に大学を卒業後、同年4月から教諭となり、平成30年3月までの37年間、公立学校の教諭として勤務をなされました。学校では子供たちへの人権指導教室の実施や職員への人権研修に取り組まれるなど、人権擁護に理解と熱意があり、人格、見識も高い方でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第27号 大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） では、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案つづり11ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和8年6月14日から新たに在留カードに個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加した特定特別永住者証明書の運用が始まります。

印鑑登録者が自ら印鑑登録証明の申請をする場合には、個人番号カードの提示により申請することができることとなっており、このたび運用が始まる特定在留カード及び特定特別永住者証明書にも個人番号カードとしての機能が付加されることから、印鑑登録証明の申請に関して所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例の改正文の説明をさせていただきます。

なお、条文の朗読については、一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町印鑑条例の一部を改正する条例。

大多喜町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「次項において同じ。）」を「以下同じ。）」、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）」又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」に改める。

この改正は、印鑑登録証明の申請に当たり、提示しなければならないものとして、第17条第2項ただし書に記載のある個人番号カードのほかに、その機能を付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を含めるために改正するものでございます。

第17条第3項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

この改正は、コンビニエンスストアで印鑑登録証明の交付申請をする際に使用できるカードとして定めのある個人番号カードのほかに、その機能を付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を含めることと、電気通信事業法の改正に伴う適用条文の号ずれを改めるものでございます。

次に、附則でありますが、条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第28号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） それでは、議案第28号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、教育課からご説明させていただきます。

議案つづりの13ページをご覧ください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年度に大多喜中学校屋内運動場への空調設備を整備したことに伴い、休日、夜間等の学校教育施設の目的外使用時に外郭団体等が空調設備を使用できる状態となっております。

公共施設の管理運営に要する費用については、その公共性に鑑み、町税等の一般財源を原

資とする一方で、直接受益を受ける使用者に対して受益の程度に応じた使用料の負担を求めることが基本となっております。

このような中、大多喜中学校屋内運動場の空調設備の使用料については、学校施設の目的外使用であること、町内のほかの小学校屋内運動場との均衡を図る必要があること、屋内運動場の管理運営には既に一般財源が充てられていること、また、屋内運動場における空調設備の稼働には光熱費を要することなどを踏まえ、当該光熱費については受益者負担の観点に基づき、使用者から使用料を徴収することが適当であるものと考え、空調設備を使用する場合には使用料を徴収できるように条例を改正するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

大多喜町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

表中の名称、大多喜中学校屋内運動場の区分に「空調設備」、1時間当たり使用料に「1,000円」加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ただいま、行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について説明がありましたけれども、空調設備の1時間当たり使用料1,000円は高額じゃないのかなと。

ネット検索によると、電気式の場合の全国比較というのがあって、それが1,000円以内が多数と。逆にLPガス式の場合だと900円から1,200円程度が多数ということでした。

町は電気式ということですが、金額の妥当性について伺いたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 金額の妥当性ということでございますけれども、エアコンの整備工事の完成図書に記載された消費電力を用いて試算しているところでございます。

内容につきましては、室外機が1基の消費電力が23.9キロワット、これが2台になりますので、47.8キロワットになります。室内機のほうは、1基の消費電力が0.3キロワット、これが10台ございますので、3キロワットになります。合わせてその電力が50.8キロワットでございますので、これを1時間当たりの電気料が17.43円に、その基本料金等を考慮して算出し見込んだものでございます。

これは当該中学校の規模に対しまして空調の効果を発揮するために、先ほどご説明した設備を設置したものでございますので、この設備等の規格から算出した使用料は妥当であるというふうに考えておりますけれども、ほかに、面積の規模が違いますので一概には言えないんですけれども、ほかの設置している自治体の金額も私のほうも調べてみました。栄町では1時間1,300円、それから、横芝光町では1時間1,800円、多古町では1時間900円と、本当に幅があるんですけれども、先ほど説明したとおりの理由により妥当と考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 先ほどのご説明と少し重なるところもあるかもしれないんですけれども、体育館となるとかなり面積が広くて、空調のスイッチをオンしたときから全体が暖まったり、全体が冷えたりするまでに大分時間がかかるんじゃないかなと思ってはいるんですけれども、その辺の時間は大体どのくらいかかるんですか。スイッチをオンしてからオフするまでが1時間がこの金額ということですよ。で、どれぐらいで大多喜中学校の体育館は冷えたり暖まったりするのか、検証されましたか。

○議長（渡辺善男君） 答えられますか。

教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 検証ということはしていないんですけれども、その設置したメーカーのほうに聞いたところ、大多喜中学校の規模で言うと、今の時期ですと大体15分ぐらいです。夏場になると気温がそうなるはまだちょっと上がりますので30分ぐらいかかるということです。

スタートの基準なんですけれども、一応想定では、点検簿を最後に書いてもらいますので、そこに例えば何時から何時までという形で記載してもらって出してもらいますので、そのスタート時間が基準のスタート時間というところで考えております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 体育館の使用方で、全面と半面というのがあるんですけども、2つの団体が同時に同じ時間に半面ずつ使用した場合、空調使用料というのは半額になるのかどうか、伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（渡邊陽二君） 大多喜中学校の体育館はある程度広いので、2つの団体が半面ずつ使うということはあると思いますので、この場合ですと、基本的には団体が使用する場合は全部のエアコンを稼働してもらうというところを基本として考えたいと思います。

その中で、例えば今おっしゃった複数の団体が使う場合については、半面1時間500円という形でちょっと考えていますので、その辺は運用の中で柔軟に対応しながら対応していければなど、このように思っております。

以上になります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第29号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） それでは、議案第29号の説明をさせていただきます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、同法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されました。これに伴い、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、1点目としまして、子ども・子育て支援納付金課税の創設でございます。国の制度改正に伴い、国民健康保険税の構成に、新たに子ども・子育て支援納付金を追加するものでございます。これに伴い、当該分の所得割額や均等割額など新たに新設するものでございます。

2点目としまして、基礎課税分の賦課限度額の改定でございます。基礎課税分について、制度の見直しに伴い、賦課限度額を現行の66万円から67万円に引き上げるものでございます。

3点目としまして、減額措置の拡充と調整でございます。新たに加わる子ども・子育て支援納付金分につきましても軽減判定の対象に加えます。また、子ども・子育て支援の一環として、18歳未満の被保険者に係る当該均等割額を全額免除する規定を設けるものでございます。

それでは、改正条文の説明をさせていただきます。なお、改正条文の朗読は割愛させていただきます、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の改正及び同項第4号の追加は、子ども・子育て支援法に基づく納付金拠出に伴い、新たに子ども・子育て支援金課税額の区分を設けるものでございます。

第2条第2項の改正は、基礎課税分の賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改定するものでございます。

第2条第3項の改正は、規定の明確化のため、「国民健康保険の」の文言を追加するものでございます。

第2条第5項の追加は、子ども・子育て支援納付金課税額の算出式を規定し、賦課限度額

を3万円と定めるものでございます。

第3条第1項の改正は、条文中の根拠法表記を整備するものでございます。

第9条の2から第9条の4の追加は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額をそれぞれ定めるものでございます。

第23条第1項の改正は、軽減判定対象に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するとともに、基礎課税分の限度額を「67万円」に改定。あわせて、第1号から第3号に、子ども・子育て支援分に係る減額の額を新設するものでございます。

第23条第2項第3号の追加は、未就学児に係る被保険者均等割の減額について、子ども・子育て支援分を追加するものでございます。

第23条第3項の改正は、出産被保険者に係る産前産後期間の軽減対象に子ども・子育て支援金分を追加するものでございます。

第23条第4項の追加は、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を全額免除とする規定を設けるものでございます。

次に、附則でございますが、第3項、第4項及び第6項から第13項までの改正は、これらの適用対象に9条の2、子ども・子育て支援金の分ですね、これを追加する整備を行うものでございます。

附則第1項及び第2項は、施行期日、適用区分を規定したもので、この条例は公布の日から施行し、令和8年度分以後の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る5月27日に開催されました国民健康保険運営協議会においても審議されました。事務局からはさきに説明をいたしました子ども・子育て支援納付金課税額の創設、税制改正に伴う賦課限度額の改正、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の改正のほか、保険税に係る財政状況等についても説明させていただき、ご承認をいただいておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時10分から再開します。

(午前10時58分)

○議長(渡辺善男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第6、議案第30号 大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(小高一哉君) それでは、議案つづり21ページをお開きください。

議案第30号 大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入ります前に、提案理由をご説明させていただきます。

本施設の1階にありました登下校児童待機所が令和8年3月31日をもってその役割が終えたため、閉鎖となりました。これを機に地域住民の皆様のコミュニティ活動の場として再活用すべく、新たに会議室及び和室として貸し出すため、条例の一部を改正しようとするもの

であります。

続きまして、条文の朗読は一部は割愛しまして、概要をご説明させていただきます。

大多喜町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の改正につきましては、1階にあった登下校児童待機所と管理室を整理しまして、新たに会議室、和室として貸し出すものであります。これにより、これまで2階の部屋への移動が困難であった高齢者の方々をはじめ、あらゆる世代の皆様が用途や人数に応じた最適な部屋を選択できるようになり、より身近で利用しやすい施設となると考えております。

なお、使用料につきましては、面積に応じた均衡を図りまして、会議室を1時間250円、和室を1時間130円と設定させていただきました。

附則、令和8年7月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほう賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） 新たに会議室と和室として、町民の方に開放されるということなんですけれども、会議室、和室、それぞれの広さや設備などはどういったものがあるのか。例えば会議室だったらプロジェクターがあったり、スクリーンがあったりとかするんですかね。和室であれば座布団やテーブルがあって、みんなでお茶ができたとか、そういった場所として活用できるのかなど、教えていただければありがたいです。

○議長（渡辺善男君） 農林課長。

○農林課長（小高一哉君） まず、施設の広さなんですけれども、今回開放します会議室のほうは48平方メートル、和室のほうが踊り場を含めまして24平方メートル、畳のほうは12.5畳あります。会議室のほうは和室ではなく、普通のフローリングになっています。

それで、今回貸し出すに当たりまして、やはり費用をかけずにそのままの部屋を利用したいというのが、それが一番のメリットだというふうに考えています。ですから、会議室のほうにつきましては、机と椅子、あと、テレビがございます。和室のほうにつきましては、やはり机と座布団、こちらのほうが用意されております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第7、議案第31号 大多喜町B & G海洋センターアリーナエアコン設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それでは、議案書の23ページをお開きください。

議案第31号 大多喜町B & G海洋センターアリーナエアコン設置工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

海洋センターアリーナ体育館は地域住民の社会体育の基幹施設であり、子供から高齢者まで幅広い世代の方に利用されております。また、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設であります。そのため、近年の気温上昇による利用者への熱中症対策と災害時における避難者の心身の健康を守ることを目的として、空調設置工事を実施するものであります。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町B & G海洋センターアリーナエアコン設置工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規

定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、大多喜町B & G海洋センターアリーナエアコン設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,504万3,450円。

4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町船子893番地3、飯島工業株式会社、大多喜営業所長、岡本拓也。

なお、入札結果はお配りしました別添参考資料のとおりとなります。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第32号 令和8年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着座にての説明を許します。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第32号の説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。

令和8年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ952万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,652万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

30ページ、31ページをお開きください。

初めに、歳入です。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税70万円の増額補正は、定住化対策事業、空き家改修事業補助金の経費に係る特別交付税でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金445万5,000円の増額補正は、地域農業構造転換支援事業に対する補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと創生基金繰入金8万8,000円の増額補正は、コミュニティ育成助成事業に充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金263万4,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入165万円の増額補正、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業補助金の返還金は、転出による移住支援事業支援金の返還金。消防団員等福祉共済金は、遺族援護金で日本消防協会からの給付でございます。

それでは、次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費140万円の増額補正は、空き家改修事業補助金の実績及び見込みによる増でございます。

目 8 諸費126万5,000円の増額補正。説明欄、コミュニティ育成事業は、中野協同館の改修工事に対する補助金。中山間地域等直接支払交付金事業還付費は、過年度分事業実績等に伴うものでございます。U I J ターンによる起業・就業者等創出事業費補助金還付費は、移住支援事業支援金の返還に伴うものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費445万5,000円の増額補正は、地域農業構造転換支援事業で、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械の購入に対する補助金でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費100万円の増額補正は、在職団員の死亡に伴う遺族援護金でございます。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費140万7,000円の増額補正は、B & G 海洋センター指定管理の令和 7 年度光熱水費及び修繕料に係る委託費の不足分でございます。

以上で議案第32号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番志関希久夫君。

○5 番（志関希久夫君） 説明の中で、消防団事業のところでございますけれども、団員の死亡というところが説明の中にありましたけれども、実際に死亡された方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本件につきましては、議員さんおっしゃるとおり消防団員の職にあった者が死亡したというところでございます。こちらにつきましては、消防団員としての活動中ではなく公務外の死亡という形で、この共済制度につきましては、公務、公務外問わず支給される共済制度でございますので、今回補正に上げさせていただいた案件です。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10 番（久保初江君） 款 9 の教育費の海洋センターの管理運営事業費の指定管理委託料の不足分とありましたけれども、光熱費と委託費、こちらは普通に指定管理で支払っている部

分で、何がどうしてこんな足りなくなってしまったのか教えてください。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 光熱水費と修繕費になります。光熱費については、テニスコートの利用者が増えましたので、その分の電気代が増加しました。あと、電気料金の値上げ分も含まれております。

あと、修繕費については、施設の老朽化による修繕費ですね。野球場で漏水が起きたとか、そういった内容でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日10日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月30日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 27 分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 久 保 初 江

署 名 議 員 加 々 美 昌 美